

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 平成 31 年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成 31 年度教育行政執行方針
日程第 4 議案第 2 号 遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例の制定について
(付託案件) (経済常任委員会審査報告、平成 30 年第 6 回定例会付託)
日程第 5 諒問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 6 議案第 1 号 表彰について
日程第 7 議案第 2 号 新町まちづくり計画の変更について
日程第 8 議案第 3 号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第 9 議案第 4 号 遠軽町行政組織条例の一部改正について
日程第 10 議案第 5 号 遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 11 議案第 6 号 遠軽町介護保険条例の一部改正について
日程第 12 議案第 7 号 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第 13 議案第 8 号 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について
日程第 14 議案第 9 号 平成 30 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 15 議案第 10 号 平成 30 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 16 議案第 11 号 平成 30 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 17 議案第 12 号 平成 30 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 18 議案第 13 号 平成 30 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 19 議案第 14 号 平成 30 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 20 議案第 15 号 平成 31 年度遠軽町一般会計予算
日程第 21 議案第 16 号 平成 31 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
日程第 22 議案第 17 号 平成 31 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 23 議案第 18 号 平成 31 年度遠軽町介護保険特別会計予算
日程第 24 議案第 19 号 平成 31 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
日程第 25 議案第 20 号 平成 31 年度遠軽町水道事業会計予算

- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 2 7 一般質問
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度遠軽町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 3 1 議案第 1 5 号 平成 3 1 年度遠軽町一般会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 2 議案第 1 6 号 平成 3 1 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 3 議案第 1 7 号 平成 3 1 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 4 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度遠軽町介護保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 5 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 6 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度遠軽町水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 7 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度遠軽町下水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 8 発委第 1 号 遠軽町議会傍聴規則の一部改正について
- 日程第 3 9 意見案第 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度
任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 日程第 4 0 議員派遣について

平成 31 年第 2 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 31 年 3 月 7 日（木）午前 10 時 00 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | |
|-------------------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 平成 31 年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成 31 年度教育行政執行方針 |
| 日程第 4 議案第 2 号
(付託案件) | 遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例の制定について
(経済常任委員会審査報告、平成 30 年第 6 回定例会付託) |
| 日程第 5 諸問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 6 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 7 議案第 2 号 | 新町まちづくり計画の変更について |
| 日程第 8 議案第 3 号 | 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 9 議案第 4 号 | 遠軽町行政組織条例の一部改正について |
| 日程第 10 議案第 5 号 | 遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 議案第 6 号 | 遠軽町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 12 議案第 7 号 | 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 議案第 8 号 | 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 14 議案第 9 号 | 平成 30 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第 15 議案第 10 号 | 平成 30 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 16 議案第 11 号 | 平成 30 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 17 議案第 12 号 | 平成 30 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号） |

日程第18	議案第13号	平成30年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第14号	平成30年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第15号	平成31年度遠軽町一般会計予算
日程第21	議案第16号	平成31年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
日程第22	議案第17号	平成31年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
日程第23	議案第18号	平成31年度遠軽町介護保険特別会計予算
日程第24	議案第19号	平成31年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
日程第25	議案第20号	平成31年度遠軽町水道事業会計予算
日程第26	議案第21号	平成31年度遠軽町下水道事業会計予算

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稻場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会会长	新国純一君

◎説明員

副町長	厂房原收君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	舟木淳次君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	地域拠点施設準備室長	斎藤隆雄君
総務課長	鈴木浩君	情報管財課長	古賀伸次君
企画課長	佐藤祐治君	財政課長	大堀聰君
危機対策室参事	山地茂樹君	地域拠点施設準備室参事	今井昌幸君
保健福祉課長	平間敏春君	住民生活課長	高橋静江君
税務課長	荒井正教君	子育て支援課長	小谷英充君
農政林務課長	広瀬淳次君	商工観光課長	菊地隆君

建設課長	金沢一彦君	水道課長	落合一実君
生田原総合支所長	門脇和仁君	丸瀬布総合支所長	会津靖朗君
白滝総合支所長	村上裕和君	会計管理者	伯谷和昭君
生田原総合支所産業課長	大辻祐一君	丸瀬布総合支所産業課長	伊藤雅彦君
白滝総合支所産業課長	加藤雅史君	教育部長	大貫雅英君
総務課長	堀嶋英俊君	社会教育課長	小野寺正彦君
監査委員事務局長	奥山隆男君	選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君
農業委員会事務局長	河本伸二君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局主幹	岩井誠志君
事務局係長	小玉美紀子君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成31年第2回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会长であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成30年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は第27までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、秋元議員、岩澤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義詔君） 一登壇一

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成31年第2回遠軽町議会定例会の会期につきましては、3月4日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月15日までの9日間と決定いたしました。

なお、3月9日から10日までの2日間は、休日のため休会とし、3月11日から14日までの4日間は、予算審査のため休会といたします。

追加議案、意見書などにつきましては、それぞれ調整の上、3月13日午後5時までに議長へ提出されるようお願ひいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月15日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月15日までの9日間と決定しました。

◎日程第3 平成31年度施政執行方針及び提出案件要旨並び に平成31年度教育行政執行方針

○議長（前田篤秀君） 日程第3 平成31年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成31年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

平成31年第2回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成30年第6回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告をいたします。

まず、JR問題の主な動きについてであります、昨年7月に国土交通省から発出されたJR北海道への監督命令では、石北本線を含む、利用が少なく鉄道を持続的に維持する仕組みの構築が必要な8線区においては、平成31年度及び平成32年度を「第1期集中改革期間」、平成33年度から平成35年度までを「第2期集中改革期間」として、JR北海道と地域の関係者が一体となった利用促進、経費節減等に係る行動計画を策定、検証し、事業の抜本的な改善方策について徹底的に検討することが求められております。

このことから、オホーツク圏活性化期成会石北本線部会においては、上川地方総合開発期成会と連携を図りながら、「第1期集中改革事業計画（アクションプラン）」の年度内の策定、公表に向け、JRとの協議を進めているところであります。

このアクションプランには、JRはもとより、沿線自治体が独自で取り組む事業や沿線自治体が連携して実施する利用促進事業などを盛り込む予定となっており、本町では、平

成29年度に設立しました町内4団体からなる石北本線利用促進協議会での事業を中心に取り組む予定であります。

また、JR北海道を支援する地元負担につきましては、国の平成31年度地方財政措置の見送りが明らかになっており、現在、地元負担のあり方について、道と沿線自治体等との協議が進められており、負担について詳細が決まりましたら、改めて御説明をしたいと考えております。

また、昨年12月には、全道的な組織として「北海道鉄道活性化協議会」が設立され、「道民運動」としての機運がますます高まるところから、引き続き、道、管内の期成会石北本線部会を初め、各種団体と連携を図りながら、このJR問題に対応してまいります。

次に、協定の締結についてであります。昨年12月に遠軽厚生病院及び株式会社アイソファーマシーズとの3者において、「災害時における医療救護活動に関する協定」を締結いたしました。

この協定は、地震や風水害等の災害発生または災害発生のおそれのある場合に、傷病者の受け入れや医療救護活動及び調剤行為や医薬品の提供などの円滑な連絡体制を図ることを目的として締結されたものであります。

次に、観光についてであります。現在建設中の遠軽IC道の駅の名称が「遠軽森のオホーツク」と決定し、1月9日に命名式を行ったところであります。

今後は、ゲレンデと遠軽とオホーツクの魅力を発信する道の駅として、道内外に積極的に発信をしてまいります。

また、2月24日には、湧別町と連携して実施している湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会が開催されたところであります。参加申込者数は、全種目で1,063人となり、大会を通じて全国に当地方の魅力を発信できたものと考えております。

大会運営のため、早朝から御支援いただきました関係者や町民ボランティアの皆様を初め、御協力いただきました地権者の皆様に心からお礼を申し上げます。

次に、要望関係についてであります。高規格幹線道路旭川・紋別自動車道の遠軽ICが平成31年度中に開通する見通しとなったことから、1月24日に早期建設促進期成会として、計画区間遠軽ー上湧別の計画段階評価の早期着手について、緊急の要望を行ってまいりました。

今後も、急激な人口減少や高齢化の進展など、地域が抱える課題を解消するとともに、国土強靭化を推進する上で必要な予算確保について要望を行ってまいります。

次に、平成31年度予算を初め、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方について申し上げます。

現在、日本全体が人口減少時代に突入している中、国におきましては、過去、幾多の政策が実施されておりますが、残念ながら地方は、現在もなお厳しい状況が続いております。

また、合併算定がえにより地方交付税が減少する中、遠軽町が歴史を刻み続け、未来を

切り開いていくためには、しっかりととした財政基盤の構築が必要であります。

このような状況の中、私は、健全な財政基盤をつくり上げるために全力を注いできた結果、幸いにも今、遠軽町は多くの方々の御協力を得て、健全な財政状況となっております。

私は、これまでと変わることなく、公約であります「元気で愛情あふれるまちづくり」の実現に向け、町民の皆様とともに考え、ともに行動し、柔軟な発想と創意工夫、責任と決断を持って町政に取り組んでまいります。

また、山積する課題への解決はもとより、地場産業の振興、医療、福祉、教育などを充実させ、人口減少を最小限に抑制するとともに、大型案件の事業にも取り組み、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流 つくる・つながる にぎわいのまち」を目指し取り組んでまいりますので、町民並びに議員の皆様には、引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げます。

このため、平成31年度予算は、高規格道路の遠軽ICまでの延伸を見据え、スキーフォッジを併設した道の駅「遠軽森のオホツク」をオープンし、オホツクの玄関口としての観光情報等の発信をしてまいります。

また、まちの活性化と町民のよりどころとなる（仮称）えんがる町民センターについては、町民の皆様による検討協議会での議論を踏まえ、実施設計が終了したことから、建設に着手し、平成33年度のオープンを目指してまいります。

さらに、人と人とのつながりを大切にした魅力ある施設づくり、まちづくりの基本となる産業基盤の充実、未来を担う子どもたちの教育と高齢者に対する福祉政策、防災対策、各地域の振興を柱として予算編成を行ったところであります。

次に、平成31年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目の「人と自然に思いやりのあるまちづくり」については、自然に生かされているということを町民全体で認識し、自然への思いやりと感謝の心を育み、過去から未来へ、先人から子どもへと、人と自然に思いやりのあるまちづくりを進めてまいります。

森林については、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化防止、さらに木材の生産などの多面的機能を有しており、この大切な自然環境を守るため計画的かつ長期的な森林整備を行ってまいります。

また、白滝ジオパークについては、それぞれの地域にある歴史や文化、自然を彩る大地の遺産を活用、保全する活動を推進するとともに、さらなる情報発信に努めてまいります。

河川については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える親水空間として有効に活用されていますが、一方では氾濫などの災害要因ともなることから、町河川の氾濫を防止し、災害に対する安全性の向上を図るため、トーウンナイ川河川維持工事を実施してまいります。

なお、道河川の整備については、サナブチ川において道道遠軽雄武線更生橋から上流約600メートルの河道整備が予定されています。

町道については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、岩見通、南1丁目中通等の改良舗装工事及び東2線道路とJR石北本線を交差している44号線踏切の拡幅工事をJR北海道への委託事業として実施してまいります。

また、町道の維持管理の充実に努めるとともに、冬期間の適正な管理を行うため、日常のパトロール等の強化、老朽化が進む除雪車両の計画的な更新として除雪グレーダーを購入し、除排雪の充実に取り組んでまいります。

また、交流人口の増加など地域経済の活性化に大きく期待される高規格幹線道路旭川・紋別自動車道及び地域高規格道路遠軽北見道路の整備については、引き続き、関係機関に要請を行ってまいります。

なお、道道の整備については、遠軽安国線において、町道豊里若松間道路から町道東2線道路までの区間約350メートルの歩道及び防雪柵の整備が予定されています。

公共交通については、少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する交通ネットワークの構築が重要となってまいります。

生田原地域において、デマンド型乗合タクシーを引き続き運行し、利便性の向上に努めるとともに、民間バスについても引き続き事業者に対する運行補助を行い、生活に欠かせない公共交通の確保に努めてまいります。

二つ目の「安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり」については、住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、ここち良い暮らしの場としての役割をさらに向上させてまいります。

また、快適性や利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などのさまざまな危険に対する備えを確立し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

住環境の充実については、住生活基本計画、町営住宅長寿命化計画に基づき、日進団地公営住宅の整備、山の手団地公営住宅の長寿命化改修など、これからも地域に合った適正な管理を行ってまいります。

上下水道の充実については、白滝浄水場を完成させるとともに、清川浄水場では、台風や豪雨時の際にも安定した浄水処理を継続するため、原水調整池の建設に向けた実施設計を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

また、道の駅「遠軽森のオホーツク」建設に伴う上下水道の整備のほか、生活環境の改善や雨水、浸水対策を図るため、下水道管渠整備及び遠軽下水処理センター設備更新事業を進めてまいります。

防災体制の充実については、今まで想定していない局所的な自然災害が、近年、全国各地で起きています。

このため、関係機関等と連携した総合防災訓練及び災害対策本部要員による図上防災訓練を実施するとともに、防災対策等の機能強化及び町民の防災意識の高揚と防災体制の強

化を図ってまいります。

また、近年は、暴風雪災害による事故防止のため、早目の交通規制等が行われることから、町民等に対する災害情報の周知、避難所の開設及び停電対策等の迅速な対応が求められております。

このため、災害に備えた非常用食糧や、昨年9月に発生した北海道胆振東部地震の影響による大規模停電により長時間の停電が発生したことから、福祉避難所等に停電時対応備品を購入し、避難住民の安全確保に努めるほか、災害現場及び避難所等との連絡手段となる防災行政無線のデジタル化を今年度から2カ年で整備してまいります。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進め、旭野一般廃棄物最終処分場の延命化を図るとともに、遠軽地区3町が連携し、ごみの焼却処理及び新たなリサイクル施設の整備を進めてまいります。

三つ目の「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」については、近年激しさを増す自然災害、慢性的な人手不足などにより、町内の産業を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、産業にかかる多様な主体と連携・協力しながら、知恵を出し合い、活気と創造性にあふれた未来につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業については、TPP11やEPAなど、厳しい国際情勢に打ち勝つための取り組みを進め、経営の安定を図ってまいります。

農業の担い手対確保については、遠軽町農業担い手対策協議会において、新規就農及び後継者対策の強化を図ってまいります。

農業融資利子補給事業については、主に中核農業者の支援を中心に経営の安定化に資するため、助成を行ってまいります。

畜産関係では、自給飼料基盤の整備が最も重要であることから、草地の整備や更新、公共牧場の管理向上と機能強化を図るとともに、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業により、酪農の経営安定に努めてまいります。

また、酪農における非常時の電源確保は、その被害の大きさから必要不可欠なものであり、平成27年度に停電対策事業に取り組んできたところでありますが、北海道胆振東部地震の影響による大規模停電を教訓に、さらに大規模災害時に対応した非常用電源確保事業に取り組み、災害時の電源確保を強化してまいります。

農業農村整備対策については、引き続き、農地中間管理事業や多面的機能交付金を活用し、農家の経営安定を図るとともに、農村地区における永続的な農業経営につなげていくため、新たに営農飲雜用水整備事業に取り組んでまいります。

鳥獣被害対策については、遠軽町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会の協力のもと、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲を実施し、農林産物の被害防止に引き続き努めてまいります。

林業の振興については、民有林振興対策事業などに対し引き続き助成するとともに、関係団体と連携し、林業の担い手対策に取り組むほか、町有林の適正な管理と整備を行って

まいります。

また、北海道家庭学校にある 1964 東京オリンピックゆかりの展示林については、展示林材が日本オリンピックミュージアムに活用されることとなりましたが、引き続き、2020 大会への活用を働きかけ、地域材を活用したさらなる林業の振興に努めてまいります。

さらに、森林環境譲与税については、今後の制度内容を注視しながら、森林行政の推進につながる活用方法を検討してまいります。

商工業の振興については、厳しい経済状況が続く中、地元経済の活性化を図るため、中小企業者に対する融資制度、高度化事業等を継続し、遠軽町全域の商工業の発展を目指してまいります。

観光の振興については、近年急増しているインバウンド（訪日外国人観光客）による消費の取り込みを図るため、観光協会の国内外に向けたプロモーションなどの観光事業経費に対し、支援を行ってまいります。

また、今年度に道の駅「遠軽森のオホーツク」がオープンすることから、ゲレンデと遠軽とオホーツクの魅力を発信し、交流人口の拡大や観光におけるイノベーションを進めてまいります。

四つ目の「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」については、町民誰もが最も住み慣れた場所で生涯を生き生きと健やかに暮らしたいと願っております。そのためには、誰もが健康で生きがいを持ち、地域ぐるみで互いに支え合う優しいまちづくりが必要であることから、地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなどを進めてまいります。

保健対策の充実については、健康診断や各種検診への参加を積極的に呼びかけ、病気の予防と早期治療を促すとともに、関係機関との連携を強化し、健康増進、保健予防の普及に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

地域医療の確保については、関係機関と連携を図り、医師の確保に向け、引き続き要請を行い、町民が安心して医療を受けられるよう医療機関や診療体制の確保に努めてまいります。

子育て環境の充実については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、遠軽町子ども・子育て会議での議論を踏まえ、次世代育成への取り組みを推進してまいります。

また、施設型給付を受ける町内の認定こども園及び幼稚園への支援や、中学生の入院費の助成を継続するとともに、乳幼児健診及びきめ細かな相談体制による子育て環境の充実に取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者の生活実態を把握し、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境整備を進めてまいります。

また、高齢者のりもの乗車助成事業を継続し、高齢者の余暇活動や社会参加活動を促進してまいります。

なお、いわね大橋の通行止めに係る乗車助成券の追加交付についても継続してまいります。

す。

障がい者（児）福祉の充実については、関係団体と連携し、障害福祉サービスに取り組んでまいります。

五つ目の「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」については、将来を担う人材を育てることは長期的・継続的に取り組まなければならない重要な課題です。

このため、地域の特性を生かした個性あふれる学習など、地域ぐるみでふるさとを支える人づくりを進め、町民の一人ひとりが心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう、子どもから高齢者まで、生涯を通じてみずからの意思や意欲に応じたさまざまな学習ができる環境を整えます。

さらに、地域内外との交流や各種文化財など、地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、未来につなげるふるさとづくりを進めてまいります。

子ども教育の充実については、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの生きる力と郷土を愛する心を育むとともに、安全・安心に学習できる環境づくりに努めてまいります。

家庭教育の充実については、学校、地域社会との連携強化や家庭教育情報の発信など、家庭教育の支援や父母・親子の交流などを通じた情報交換の場づくり、学習の場づくりを提供してまいります。

社会教育の充実については、各世代が学べる学習機会の充実のため、町民のニーズに即した事業を展開するとともに、情報発信の拡充に努めてまいります。

芸術・文化活動の振興については、芸術・文化活動を継承拡大していくための事業展開を進め、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

また、今年度は北海道ブラジル移住100周年及び北海道パラグアイ移住80周年を迎えることから、北海道知事とともに記念式典等に出席し、文化交流の充実を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、体育関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会の開催などの拡大を図ります。

また、えんがる球技場やロックバレースキー場の体育施設の利用促進とスポーツ大会・合宿の受け入れ体制を一層充実させ、交流人口の拡大に努めてまいります。

六つ目の「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」については、協働のまちづくりを進めるには、町民と町が対話による相互理解が重要です。

このため、コミュニティ活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、さまざまな媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会をさらに充実させ、まちづくりに反映してまいります。

また、町が自主性・自立性を發揮し、安全・安心の地域社会づくりや地方創生の取り組

みを進めていくためには、効率のよい財政運営と財政基盤の確立が不可欠であり、安定した財源の確保、とりわけ地方交付税の確保が重要ですが、地方交付税については国の動向により影響を受けますので、今後とも安定した地方財源の確保を強く訴えていかなければならぬと考えております。

行政改革については、P D C A サイクルに基づいた事業の管理による健全な財政基盤を確立する一方、社会情勢や町民のニーズを分析し、効果的な事業運営にも努めてまいります。

情報発信の充実については、ホームページをリニューアルするとともに、町民と町のパートナーシップを構築し、対話により意見を反映するまちづくりにも取り組んでまいります。

また、災害支援やさまざまなイベントへの協力等、この周辺地域になくてはならない陸上自衛隊遠軽駐屯地については、本町においても医療、福祉、教育などのまちづくりに重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するため関係団体と連携を図り、存置に向け積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動の充実については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動を支援し、地域コミュニティの拡大・強化を図ってまいります。

以上、平成31年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げました。

次に、平成31年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、公債費の増により前年比1.2%の増、投資的経費は、遠軽道の駅建設工事、（仮称）えんがる町民センター建設工事等により前年比52.1%の増、その他の経費は、物件費等の増により前年比5.5%の増となり、総額で前年比12.5%増の167億7,300万円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計22億7,168万4,000円、後期高齢者医療特別会計3億3,077万3,000円、介護保険特別会計19億9,477万1,000円、個別排水処理事業特別会計7,623万3,000円の4会計で46億7,346万1,000円とし、企業会計については、水道事業会計15億2,687万2,000円、下水道事業会計17億1,177万2,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた平成31年度予算は、前年比9.2%増の246億8,510万5,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、平成31年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税では、15歳から65歳までの就業者人口は減少しておりますが、1人当たりの所得割の額は伸びていることから、前年比3.3%増とし、法人町民税では、平成30年度決算見込みにおいて法人税割が建設業、金融業、製造業等の確定

税額が予算額を大幅に減額したため、過去3年間の税額を参考に前年比5.8%減としたところです。

また、固定資産税は評価がえの第2年次のため、土地変動はほとんど生じず、新築家屋及び太陽光発電施設の軽減終了分を見込み、前年比2.5%の増としております。

たばこ税は、たばこ税率の改正、加熱式たばこの課税方式の見直しや健康志向によるたばこ離れにより、販売本数の減少が予想されることから、前年比3.5%減としております。

これによりまして、町税総額を前年比1.7%増の21億3,991万5,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画に基づき計上したところです。

国庫支出金及び道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、今年度計画しております投資的事業等の財源として、また、交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、総合庁舎の大規模停電への対応として、自家発電設備の設置に要する経費のほか、（仮称）えんがる町民センターの整備に係る経費等を計上したところです。

防犯対策では、以前から警察署や関係団体から要望がありました街頭防犯カメラの設置に要する経費等を計上したところです。

戸籍住民基本台帳費では、現在使用している機器の更新に要する経費等を計上したところです。

交通対策では、交通安全推進事業、生活安全灯（LED灯）改修工事、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バス運行事業、紋別空港利用促進事業、デマンド型乗合タクシーに要する経費等を計上したところです。

自治振興では、住民活動支援事業、地域集会施設管理事業、安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところです。

民生費については、民生委員協議会や遺族会への補助、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等の福祉施設の運営を初め、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者、障がい者（児）の支援に要する経費、児童、乳幼児等への福祉施策、子ども・子育て支援事業に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊産婦健診事業、母子保健推進事業、予防接種事業、健康診査事業、地域医療対策として湧別町及び佐呂間町との遠軽地区3町により遠軽厚生病院の不採算診療科に対する財政支援、歯科診療所運営費、生田原診療所の指定管理料、上武利地区給水事業、えんがるクリーンセンターの運営及び遠軽清掃センターの解体に要する経費、丸瀬布地域の車両の更新、生田原、丸

瀬布及び白滝地域のごみ収集体制の見直しに伴う経費を計上したところです。

また、六郷聖苑の大規模停電への対応として、自家発電設備を設置する経費のほか、近年、個人でお墓を持たない方や後継者がいないなど、時代の変化に対応するため、町の合葬墓を建立する経費を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定に要する経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農業担い手対策に要する経費、農業・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、畜産担い手育成総合整備事業、畜産関係団体助成事業、公共牧場管理事業、多面的機能支払事業、畠地帯総合整備事業に要する経費等のほか、営農飲雜用水整備事業に要する経費を新たに計上したところです。

林業振興では、鳥獣被害防止対策に要する経費のほか、町有林整備事業、民有林振興対策事業、森林・林業活用事業に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工会議所及び商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業、商店街助成事業、企業振興促進助成事業に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者協会の運営を支援する経費や消費者被害防止に係る経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会の運営に関する経費として、タイ・台湾等に向けたプロモーション経費に要する経費等を計上したところです。

観光施設整備では、虹のひろば管理棟受水槽ポンプ更新、生田原コミュニティセンター過装置修繕、丸瀬布第2号源泉送湯管布設に伴う舗装工事に要する経費等を計上したところです。

また、道の駅「遠軽森のオホーツク」関係では、指定管理料を初め、外構、遊具施設、足湯施設等、えんがるロックバースキー場関係では、ゲレンデ拡幅、ナイター設備、人工降雪機等整備に要する経費を計上したところです。

土木費の道路関係では、岩見通道路改良舗装工事、東2線道路防雪工事（防雪柵）、南1丁目中通道路改良舗装工事、南町4丁目通道路改良舗装工事、北支湧別川沿線整備工事、44号線踏切拡幅工事負担金、除雪対策として除雪グレーダーの購入に要する経費等を計上したところです。

都市計画費の街路関係では、駅前広場都市計画変更業務委託、3・4・3役場通交通バリアフリー歩道整備工事に要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、末広団地公営住宅長寿命化改修工事設計業務委託、日進団地公営住宅建設工事、山の手団地公営住宅長寿命化改修工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費等を計上したところです。

防災対策事業では、福祉避難所等の停電時対応備品、防災行政無線移動系設備デジタル化整備工事に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金に要する経費等を計上したところです。

また、昨年同様、スキー授業に係るリフト代金を全額町で負担するほか、児童生徒用パソコンの更新に係る経費を計上したところです。

学校施設整備では、南小学校煙道改修工事に要する経費等を計上したところです。

学校給食関係では、東小学校給食室煙道改修工事に要する経費等を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、埋蔵文化財センターの運営に要する経費等を計上したところです。

図書館関係では、図書館システム機器等の更新、図書資料等の充実及び読書の普及に係る経費等を計上したところです。

社会体育関係では、社会体育施設指定管理料、健康増進や体力づくりに要する経費、スポーツ団体等の支援に要する経費、スポーツ合宿誘致活動補助金に要する経費を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、昨年度から都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となっておりますが、引き続き、町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金等を計上し、保険財政の安定、被保険者間の不公平感が生じないよう国民健康保険税の収納向上に努め、北海道全体で事業を支えていかなければなりません。

また、歳出については、療養給付費、高額療養費、保険事業納付金、後期高齢者支援金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者 4,024 人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、同広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、第 7 期介護保険事業計画に沿って事業を執行してまいります。歳入では、保険料収入について第 1 号被保険者を 7,340 人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、遠軽町全域において公共下水道処理区域外の個別排水処理施設の整備を推進してまいります。歳入については、使用料及び手数料、町債等を計上し、歳出については、維持管理費、浄化槽設置工事等に要する経費を計上したところです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、給水戸数を9,265戸と予定し、収益的収入では、水道料金等5億6,594万9,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として4億9,947万円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等7億9,491万6,000円、資本的支出では、白滝浄水場建設工事（電気、機械）、豊里六郷通水道管布設工事、営林署通水道管布設替工事等の水道管工事及び企業債償還金等10億2,740万2,000円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、排水戸数6,777戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等10億3,489万2,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として9億4,904万円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等4億1,111万2,000円、資本的支出では、市街地34号線通公共下水道工事、南町4丁目通公共下水道工事、私道（瀧谷地先）公共下水道工事などの管渠工事及び企業債償還金等7億6,273万2,000円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります國分悦子氏が平成31年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き推薦したく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号新町まちづくり計画の変更については、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を起こすことができる期間が延長されたことに伴い、新町まちづくり計画を変更したいので、旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するとされる同法第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、学校教育法の一部を改正する法律の施行による専門職大学制度の創設に伴い、所要の規定を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町行政組織条例の一部改正については、個別排水処理施設に関する事務分掌を民生部から経済部に異動するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正については、長時間労働是正のための措置として、労働基準法及び国家公務員の人事院規則において、時間外勤務命令の上限時間が規定されたことに鑑み、職員の時間外勤務命令の上限時間を規則に委任するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町介護保険条例の一部改正については、平成31年10月からの消費税率の引き上げに鑑み、低所得の第1号被保険者における介護保険料の軽減を強化するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町公共下水道事業の事業計画の変更に伴い、排水人口を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町水道事業給水条例の一部改正については、水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格要件を改正するため、本条例を定めるものです。

次に、議案第9号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、町税は、法人町民税、固定資産税等を補正するほか、国庫支出金、道支出金、繰入金、町債などについて、事務事業の確定等により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、それぞれ目的の基金に積み立てするものです。

歳出については、燃料費単価の高騰による需用費、消費税率の引き上げに伴う低所得者・子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起するためのプレミアム付商品券に係る経費、国の補正予算による畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業補助金、安国地区道営土地改良事業負担金及び道営草地整備事業負担金、新規申請の増による商工業振興補助金、企業振興促進補助金、えんがるロックバーレスキーエンの雪不足によりオープンが大幅におくれ、利用収入が減少となったことによる指定管理料等に要する経費を計上するとともに、事務事業の執行精査等により補正するものです。

議案第10号平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、被保険者数及び賦課額の増加により、広域連合保険料負担金を補正するものです。

議案第11号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、介護サービス等給付費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費等を精査し、補正するものです。

議案第12号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第13号平成30年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第14号平成30年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）については、事務事業の執行精査により補正するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の大要です。

なお、工事請負契約の締結等について、追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、平成31年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 一登壇—

平成31年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、学校教育についてであります。

「育み・創り・愛し・励む心で、永遠に輝く遠軽町」で学び合う児童生徒が自他の可能性を認め合い、夢と志を持ち、よりよい人生、よりよい社会をつくることのできる「生きる力」を育成することは、学校教育の重要な役割であります。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、さらに連携を幼保、高校へと広げ、それとともに学校・家庭・地域社会での教育にかかわる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところであります。

教育委員会といたしましては、その連携をもとにして知育・德育・体育のバランスのとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。とりわけ、新学習指導要領の完全実施に向け、主体的・対話的で深い学びの実現に努めてまいります。

まず、知育につきましては、「確かな学力」の伸長の第1として、児童・生徒の発達段階や特性、全国学力・学習状況調査などを踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く知識・技能の習得に努めてまいります。

第2には、習得した知識・技能を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等の育成を図ってまいります。

第3には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の3者が広く児童・生徒の学習にかかわりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、学びの質を高め、学びに向かう力、人間性等を育成してまいります。

次に、德育につきましては、児童・生徒の豊かな心を育てるために、基盤となる道徳教育を充実し、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、多様な体験活動を通して培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、さらには、地域社会と連携を図りながら、一人ひとりの豊かな感性を育んでまいります。

体育につきましては、児童・生徒の健やかな体を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、全国調査の結果を踏まえ、社会教育との連携を密にし、運動習慣の定

着を図り、体力・運動能力の向上に努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

推進に当たって、小学校では、基本的生活習慣と豊かな経験を、中学校では、たくましい心身とコミュニケーション能力を、高等学校では、一人ひとりが自分の将来を見据えた上で必要な力を育てていただきたいと思います。

1点目に、安全教育につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、組織的な取り組みを強化いたします。

2点目に、生徒指導につきましては、遠軽町いじめ防止基本方針により、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報活用能力の育成、薬物乱用や性的問題行動などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、特別支援教育につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に、食育につきましては、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるとともに、地産地消を推進し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

5点目に、信頼される学校について申し上げます。学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長を支える学校づくりを推進するために現在行われている学校評議員制度を発展する形で、学校運営協議会の導入について検討してまいります。

また、教職員には、指導力向上のための各種研修などへの参加を促進するほか、児童生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を損ねることのないよう、法令の遵守・服務規律の徹底に努めてまいります。加えて、遠軽町立学校における働き方改革推進計画により、教員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持ち勤務し、学校教育の質を高められる環境を構築してまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための特別支援教育支援員について、必要に応じて複数配置ができるよう1人を増員し、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

また、就学援助費につきましては、平成32年度入学児童生徒を対象として、新入学用品を入学前に支給することとし、認定児童生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、中体連大会等参加経費の一部助成について、助成額の見直しを行い、さらなる保護者の負担軽減を図るとともに、中学校の合同部活動で合同練習を実施する際の保護者送迎に係る経費の一部助成を新たに行い、保護者負担軽減を図ります。

スキー授業に係るリフト代につきましても、引き続き、保護者の負担をなくし、全額を町で負担してまいります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における外国語活動につきましても、言語や文化に対しての理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

小・中学校の学習環境の整備としましては、児童・生徒用のパソコン更新や、平成32年度からの小学校における必修化に向けた準備として、プログラミング教育用の教材を購入してまいります。

また、学校施設の老朽化に対応するため、学校ごとの具体的な改修方針などを定める学校施設長寿命化計画を策定し、効率的・効果的な学校施設の管理を図ってまいります。

北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対し助成を行い、また、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内外の子どもたちの遠軽高等学校への進学を促してまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、遠軽小学校トイレ改修工事、南小学校煙道改修工事、安国小学校トイレ等改修工事、南中学校屋体自動火災報知設備改修工事を実施し、小・中学校の環境整備充実に努めてまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新を初め、日ごろの施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。

また、東小学校給食室煙道改修工事を実施し、施設の環境整備充実に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人ひとりが個性や地域特性を生かしながら自主的・主体的に学習活動に取り組むことができる学習環境の整備と、その学習成果が適切に評価され、かつ、その成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。

そのために、生涯各期の学習機会の充実により、町民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境づくりと、学習情報の提供や学習相談体制の充実など、さまざまな学習活動の奨励や具体的な支援を進めてまいります。

社会教育の重点項目につきましては、近年、特に家庭環境の多様化や地域社会の変化により家庭教育が困難な社会となっている状況から、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携・協力を強化し、社会全体で子

どもたちの活動を支援する取り組みの推進に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として、基礎的条件の整備、地域スポーツの推進、競技スポーツの推進が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや技能に合ったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。

そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民がいつでも、どこでも、だれでも自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進に当たっては、第3次遠軽町社会教育中期計画に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き、社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。

さらに、文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、ジオパーク活動とも連携した事業の展開や郷土館特別展の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、その施設の多くが建設後30年を経過するものとなってきていることから、今後、有効に長く利用できるように改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画を策定し、計画的に整備を進め、施設の充実を図っていきます。

4図書館・室につきましては、遠軽地域の図書館を中心に各図書館・室間の連携を図

り、蔵書資料の充実と読書の普及を促進するとともに、生涯学習活動を支援する拠点施設としての機能向上に努め、町民に親しまれる図書館・室として運営してまいります。

また、図書館システムに係る機器等を更新し、より効率的な運営に努めてまいります。

さらに、学校図書室の充実に向けて、図書館がどのような支援ができるかについて調査研究を行ってまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携・協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努めてまいります。

施設整備等につきましては、東体育館自動火災報知設備改修工事の実施、また、社会教育施設とあわせて長寿命化計画を策定し、計画的な施設整備の充実に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法の精神を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、平成31年度教育行政執行の方針といたします。

○議長（前田篤秀君） 11時30分まで、暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 議案第2号遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例の制定についてを議題とします。

平成30年第6回定例会において付託しました経済常任委員会から、審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を受けます。

阿部経済常任委員長。

○経済常任委員長（阿部君枝君） 一登壇一

経済常任委員会付託議案に係る委員長報告。

平成30年第6回遠軽町議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議案第2号遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果を報告いたします。

本条例につきましては、各地域の町営住宅に設置している合併処理浄化槽の使用料を徴収するため、必要な事項を定めるものです。

本委員会において、委員会審査を平成31年1月22日及び2月28日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものです。

以上で、経済常任委員会に付託されました議案1件について、報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第5 諒問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、國分悦子氏が平成31年6月30日をもって任期満了となるため、次の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町岩見通北8丁目2番地11。氏名、國分悦子氏。生年月日、昭和29年9月13日であります。

國分氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照いただきたいと思

います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当します社会功労といたしまして、森林公園いこいの森鉄道車両整備資金として120万円の御寄附をいただきました、東京都杉並区堀ノ内1丁目5番3号、岩崎正敏様。

町民センター建設資金として100万円の御寄附をいただきました、遠軽町2条通北2丁目1番地11、乾禧實様。

産業振興資金として100万円の御寄附をいただきました、東京都渋谷区神宮前5丁目38番10号、井門義博様。

観光振興資金として30万円の御寄附をいただきました、遠軽町南町3丁目4番地565、渡邊淑子様であります。

以上4件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第2号新町まちづくり計画の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 議案第2号新町まちづくり計画の変更について御説明いたします。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を起こすことができる期間が延長されたことに伴い、新町まちづくり計画を変更したいので、旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するとされる同法第5条第7項の規定により、新町まちづくり計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

本町においては、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を起こすことができる期間がさらに5年間延長することが可能となりました。これを可能とするためには、町村合併時に策定しました新町まちづくり計画期間の延長などの計画変更の手続が必要となります。

計画変更の手続につきましては、旧市町村の合併の特例に関する法律において、なおその効力を有するとされる同法の規定に基づき、あらかじめ都道府県と協議し、さらに議会の議決を得て変更することができるという規定になっております。

なお、北海道との協議につきましては、本年1月10日付にて協議が調っておりますことを御報告申し上げます。

変更の内容ですが、別紙の表により御説明いたします。

1ページをごらん願います。左が変更前、右が変更後であります。

最初に、3、計画の性格と期間の（3）期間の本文中、変更前が「平成17年度から平成32年度までの、おおむね15年間」を、変更後「平成17年度から平成37年度までの、おおむね20年間」に変更するものです。

次に、第3章、主要指標の見通し、1、人口の見通しの本文中、変更前が「合併後15年間を経た平成32年の人口を1万9,000人」を、変更後「合併後20年間を経た平成37年の人口を1万7,000人」と変更するものです。

表の人口フレームにつきましては、変更前の推計値が「平成32年」ですが、変更後は「平成37年」とし、各欄の推計値を変更するものであります。

また、表の下には、参考として平成27年の実数値を追加するものです。

次に、2、世帯数の見通しの本文中、変更前が「平成32年の世帯数を9,200世帯」を、変更後「平成37年の世帯数を9,000世帯」と変更するものです。

2ページをごらん願います。

表の世帯数フレームにつきましては、変更前の推計値が「平成32年」ですが、変更後は「平成37年」とし、推計値を変更しております。

また、表の下の参考として、平成27年実数値9,278世帯を追加し、その下の本文中、「平成32年」推計人口を「平成37年」推計に変更するものです。

次に、第5章、新しいまちの主要施策、2、安全・安心で住みごこちの良いまちづくり、（2）安全な環境づくり、①環境衛生の本文中、変更前「環境基本計画を策定し」を、変更後「環境基本計画を策定するとともに、燃費が良く二酸化炭素の排出を抑制するエコカーを公用車に導入するなど」に変更し、表中、区分の環境保全の充実の主要事業欄に変更後「エコカーの普及促進」を追加するものです。

3ページをごらん願います。

第8章、財政計画、1、財政計画にあたって、（1）財政計画の考え方の本文中、変更前が「合併後15年間」を、変更後「合併後20年間」に変更するものです。

次に、（2）財政計画の内容、公債費の本文中、変更前が「平成26年度までの地方債（町債）の償還見込額」を、変更後「地方債（町債）の償還見込額」に変更するものです。

最後の4ページ、5ページをお開き願います。

2、財政計画、表、合併後の財政計画（財政収支の見通し）では、変更前は平成17年度から32年度まで表記しておりましたが、変更後は平成33年度から37年度までの5年間を追加し、変更するものです。

なお、変更前の下の文言につきましては、精査の上、削除しております。

以上、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第2号新町まちづくり計画の変更について採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（前田篤秀君）　日程第8　議案第3号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君）　議案第3号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、御説明いたします。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行による専門職大学制度の創設に伴い、所要の規定を改正するため、本条例を定めるものであります。

専門職大学は、4年一貫制のほか、前期課程と後期課程に区分することができ、前期課程修了者は短期大学の卒業者と同等の教育水準に達成することとなっております。専門職大学の前期課程修了者を短期大学の卒業者と同様に各資格要件等を満たすこととするよう、関係条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

この条例は、全3条の構成でありますて、整理をする関係条例3件についてそれぞれ規定をしております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

1ページは、遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例であります。

第17条は技術管理者の資格に関する規定であり、第6号において、「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）」を加え、「卒業した後」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加えます。

第7号におきまして、「卒業した後」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加えます。

2ページをお開き願います。

遠軽町水道事業給水条例であります。

第41条は布設工事監督者の資格に関する規定でありますて、第3号におきまして、「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加えます。

第42条は水道技術管理者の資格に関する規定であり、第2号におきまして、「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加えます。

第4号におきまして、「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法による専

門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を加え、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加えます。

3ページをお開き願います。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。

第11条第3項は放課後児童支援員の要件に関する規定であり、第5号において、「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加えます。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 今回、遠軽町の条例についての変更は理解いたしました。

調べましたところ、規程などにも「短期大学」という文言があるのを見受けました。例えば、遠軽町総合災害補償規程の第5条の第2号には「短期大学」という文言が含まれているのですけれども、こちらについて変更を行う考えはございますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 規程でありますけれども、ちょっと中身のほうを確認させていただきます、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） わかりました。

あと1点なのですけれども、ちょっと確認のために質問させていただきますけれども、遠軽町奨学資金貸付基金条例、こちらについて、第15条第3号に大学以上の場合の貸付額4万4,000円と規定されているのですけれども、こちらについては、この専門職大学も大学を含むという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋教育部総務課長。

○教育部総務課長（堀嶋英俊君） 奨学資金の関係でございますが、こちらは私どもも確認をさせていただいて、後ほど答弁させていただきます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第3号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第4号遠軽町行政組織条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第4号遠軽町行政組織条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、個別排水処理施設に関する事務分掌を民生部から経済部に異動するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町行政組織条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

第2条、経済部の項におきまして、第10号「個別排水処理施設に関すること。」を加えます。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町行政組織条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第5号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第5号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、長時間労働是正のための措置として、労働基準法及び国家公務員の人事院規則において時間外勤務命令の上限時間が規定されたことに鑑み、職員の時間外勤務命令の上限時間を規則に委任するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

第8条に第3項といたしまして、「前項に規定するものほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」を加えます。

規則で定める内容につきまして、2ページをお開き願います。遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の新旧対照表であります。

第9条の2として、時間外勤務を命ずる時間の上限を規定いたします。

第1項は、職員に時間外勤務を命ずる場合の上限時間を規定するものであり、1カ月において45時間、1年において360時間と規定します。労働基準法及び国家公務員の人事院規則と同時間であります。

第2項は、災害等の突発的な状況に対応するための緊急業務、その他公務の運営上やむを得ないものと任命権者が認める特例業務に関して、第1項の規定は適用しないことを規定します。

第3項は、特例業務により第1項の上限時間を超えて時間外勤務を命ずる場合は、必要最小限のものとし、職員の健康の確保に最大限配慮するとともに、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないことを規定します。

第4項は、前3項のほか、必要な事項は町長が定めることを規定いたします。

別紙に戻っていただきまして、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 今の説明に関連をして、月45時間、年間で360時間という、規則の中で、9条の2の1項でそれを言っているのですが、具体的に、過去にというか、30年度でいいと思うのですが、月45時間を超える一般職員の時間外労働というのは、実態としてあったのかどうか。と関連をして、月、最高で何時間の時間外労働が行われている実態にあるのかということについてお聞きいたします。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 30年度におきます時間外勤務の状況でございますけれど

も、4月から12月までの実態でございますけれども、45時間を超えた件数としましては8件ございます。超えた時間数でございますけれども、最高で62時間というのがございます。それ以外、ほか7件につきましては、全て45時間から49時間までの40時間台という状況になっております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） そうすると、規則でいっている45時間を、今、聞く範囲だと62時間、実際にやっているということで、この辺のところは、これ以降の業務のあり方なども含めて改善して、そなならないように当然していくべきことだと思うのですけれども、そこら辺についてはどういうふうに考えておられますか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 今御質問あったとおりでございまして、民間労働法制も含めた上限時間の規定という中での今回町の取り組みでございますので、その時間を超えないような仕事の効率化などを進めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 最後の質問でありますけれども、帳簿上では62時間ですね、最高。問題は、いや、わかりませんよ、それがあるかどうかというのは。実際に自主的な時間外労働というのはあるのかないのか、そこら辺のところについては把握をされているのか。もし把握をしているとすれば、そこら辺のところについてもどう改善していくのかについて、最後にお伺いします。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 時間外勤務は事前命令で行っているものでございますので、こちらで把握しているのは、先ほど申した時間数でございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

稻場議員。

○2番（稻場仁子君） 確かに時間外勤務、本人から申請がある場合もあるかと思います。仕事が終わらないのでこれこれを片づけるためにということで、一応上からの命令というか、そういう形で時間外勤務を行うという形になっているのは存じておりますけれども、現実問題、表に出てこないと言ったらあれですけれども、いわゆるサービス残業的なものが日常的にあるのではないかと。その辺の把握というのはなかなか難しいのかなと思うのですけれども、この上限時間を決めるということは、非常に働き方改革という観点からも望ましいと思うのですけれども、これによってそういったサービス残業的なものがますますふえるような懸念はないのか、そういった対策はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 時間外勤務は、先ほど申しましたとおり、事前命令に基づくものでございますけれども、サービス残業があるかないかというところでいければ、もしかしたらある可能性もございますけれども、基本的には、民間労働法制も含めて、働き方改革として時間外をしても月は45時間までだよと、そういういた意識の中で仕事を工夫してやっていくというのが大前提にあると思います。そこに向けてどういうふうに仕事を工夫していくかというところが求められるのかなというふうに思っておりますので、それに向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） その部分に関してもう1件聞かせてください。

時間外が多過ぎる、45時間を超える可能性があるときには、例えば人員の配置だとか、そういうことは考えていらっしゃいますか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 要因としては、そういう要因になり得るものでございますので、そうならないような人員配置を考えてやっているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

1時まで、暫時休憩します。

午前1時59分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 先ほどの渡部議員からの御質問に対する答弁でございますけれども、遠軽町総合災害補償規程における大学、短期大学の規定に関して改正するのかという御質問だと思いますけれども、今回創設されました専門職大学、専門職短期大学は、従来の大学、短期大学に含まれるものでございますので、改正の必要はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋教育部総務課長。

○教育部総務課長（堀嶋英俊君） 同じく、先ほどの渡部議員の、遠軽町奨学資金貸付における専門職大学の貸付限度額についてでございますが、貸付資金の制度上、3区分に分かれております。そのうちの大学以上に該当することから、月額4万4,000円の限度額となります。

以上です。

◎日程第11 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第6号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第6号遠軽町介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましては、平成31年10月からの消費税率の引き上げに鑑み、低所得者の第1号被保険者における介護保険料の軽減を強化するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例。

内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。次のページをお開き願います。

第2条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「2万4,300円」を「2万200円」に改めるものです。

同条第2項の次に、第3項、「前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万200円」とあるのは、「3万200円」と読み替えるものとする。」

第4項、「第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万200円」とあるのは、「3万9,100円」と読み替えるものとする。」の2項を加えるものです。

別紙に戻りまして、附則第1項、施行期日につきましては、国の法令改正及び予算措置の決定を待ちまして、決定後に規則を制定し、規則で定める日から施行するものとしたところであります。

附則第2項、保険料率の改定に伴う経過措置につきましては、平成30年度分までの保

険料については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第7号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 議案第7号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、遠軽町公共下水道事業の事業計画の変更に伴い、排水人口を改正するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

条例の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

第2条第3項第1号、遠軽処理区、イ中、排水人口「1万5,980人」を「1万4,240人」に改め、同項第2号、丸瀬布処理区、イ中、排水人口「1,200人」を「1,130人」に改め、同項第3号、白滝処理区、イ中、排水人口「480人」を「460人」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第8号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 議案第8号遠軽町水道事業給水条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格要件を改正するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

第41条第8号中、「又は水道環境」を削るものです。

別紙に戻りまして、附則として、第1項は、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第2項は、この条例の施行前に行われた技術士の試験、第2次試験の上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択した者は、この条例の改正後も引き続き布設工事監督者の資格要件となる旨の経過措置を規定しております。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号から日程第19 議案第14号

○議長（前田篤秀君）　日程第14 議案第9号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）、日程第15 議案第10号平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第16 議案第11号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第17 議案第12号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、日程第18 議案第13号平成30年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第19 議案第14号平成30年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案6件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聰君）　議案第9号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ374万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を161億1,808万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の変更は、「第2表継続費補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税を1,586万6,000円減額、2項固定資産税に1,567万8,000円を追加、6項都市計画税に170万8,000円を追加し、総額を21億555万8,000円とするものです。

7款自動車取得税交付金につきましては、1項自動車取得税交付金を800万円減額し、総額を3,700万円とするものです。

9款地方特例交付金につきましては、1項地方特例交付金を130万8,000円減額し、総額を739万2,000円とするものです。

12款分担金及び負担金につきましては、2項負担金に789万1,000円を追加し、総額を1億1,725万8,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に430万8,000円を追加、2項国庫補助金を7,182万9,000円減額し、総額を10億890万6,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金に1,374万1,000円を追加、2項道補助金に2億656万2,000円を追加し、総額を10億372万円とするもので

す。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入に80万8,000円を追加、2項財産売払収入に301万2,000円を追加し、総額を8,614万6,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に1,481万2,000円を追加し、総額を2,851万6,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金を1億7,245万2,000円減額し、総額を5億5,625万8,000円とするものです。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に1億1,059万4,000円を追加し、総額を3億2,892万3,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債を1億1,340万円減額し、総額を29億3,988万4,000円とするものです。

これにより、歳入合計161億2,182万2,000円から374万1,000円を減額し、総額を161億1,808万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

1款議会費につきましては、1項議会費に6万1,000円を追加し、総額を8,817万2,000円とするものです。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を3,984万7,000円減額し、総額を32億1,337万5,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に106万8,000円を追加、2項児童福祉費に1,982万3,000円を追加し、総額を30億7,539万8,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を95万6,000円減額、2項清掃費を3,667万2,000円減額し、総額を14億3,886万3,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に2億3,953万3,000円を追加、2項林業費を1,018万1,000円減額し、総額を6億9,459万8,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費を12万3,000円減額し、総額を12億3,567万3,000円とするものです。

8款土木費につきましては、1項土木管理費に31万4,000円を追加、2項道路橋梁費を1億1,895万1,000円減額、4項都市計画費に832万6,000円を追加、5項下水道費を751万2,000円減額、6項住宅費を3,502万円減額し、総額を20億4,820万円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を2,788万2,000円減額し、総額を7億1,592万1,000円とするものです。

10款教育費につきましては、2項小学校費を129万2,000円減額、3項中学校

費に269万4,000円を追加、5項社会教育費に77万2,000円を追加、6項保健体育費に466万7,000円を追加し、総額を13億8,566万3,000円とするものです。

12款公債費につきましては、1項公債費を256万3,000円減額し、総額を21億3,202万円とするものです。

これにより、歳出合計161億2,182万2,000円から374万1,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の161億1,808万1,000円とするものです。

次に、第2表、継続費補正について説明いたします。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費、7款商工費1項商工費、遠軽道の駅整備事業の総額及び年割額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。

次に、第3表、繰越明許費補正について説明いたします。

繰越明許費につきましては、2款総務費1項総務管理費、プレミアム付商品券事業194万1,000円、6款農林水産業費1項農業費、畜産担い手育成総合整備事業1,160万円、畜産・酪農収益力強化整備特別対策事業2億1,243万9,000円、安国地区道営土地改良事業1,037万円、道営草地整備事業1,200万円、8款土木費4項都市計画費、地籍整備事業3,163万4,000円を翌年度に繰り越して使用することができる経費として追加するものです。

次に、第4表、地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、一般単独災害復旧事業3,080万円を追加し、道の駅整備事業から小学校改修事業までの限度額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

15ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費1目議会費、議会活動事業6万1,000円につきましては、交際費を追加するものです。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費、本庁舎管理事業46万8,000円につきましては、燃料価格の高騰により燃料費を追加するものです。財産管理一般経費9万9,000円の減額につきましては、丸瀬布上武利の土地の購入を次年度に先送りしたことにより、用地購入費を減額するものです。

6目企画費、地域おこし協力隊事業250万円の減額につきましては、地域おこし協力隊員の退職により、備品購入費及び地域おこし協力隊起業支援補助金をそれぞれ減額するものです。地域拠点施設整備事業5,394万7,000円の減額につきましては、事業費の確定により、遠軽道の駅建設工事監理業務委託料、ロックバーレースキー場リフト等更新実施設計業務委託料、岩見通南1丁目排水管撤去等工事、遠軽道の駅建設工事、遠軽道の駅外構整備工事、ロックバーレースキー場ロッジ解体工事をそれぞれ減額するものです。プ

レミアム付商品券事業 194万1,000円につきましては、国の補正予算によるプレミアム付商品券の販売に係る経費として、賃金職分社会保険料及び臨時的任用職員賃金をそれぞれ追加するものです。

8目交通対策費、交通安全施設管理事業 71万4,000円の減額につきましては、事業費の確定により、遠軽地域生活安全灯改修工事及び生田原地域生活安全灯改修工事をそれぞれ減額するものです。

15目基金運営費、基金運営事業 1,500万4,000円につきましては、基金利子により財政調整基金積立金 8万9,000円を追加、指定寄附金 7件 170万9,280円、ふるさと納税寄附金 1,095件 1,310万3,000円及び基金利子によりまちづくり振興基金積立金 1,490万2,000円を追加、基金利子により名寄線代替輸送確保基金積立金 1万3,000円を追加するものです。

3款民生費 1項社会福祉費 2目障害者福祉費、障害者総合支援事業 29万1,000円につきましては、湧別町、佐呂間町、遠軽町の3町で共同運営する、湧別町に所在する地域活動支援センターの運営費の確定により、地域活動支援センター運営負担金を追加するものです。

5目社会福祉施設費、保健福祉総合センター管理事業 77万7,000円につきましては、燃料価格の高騰により燃料費を追加するものです。

2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業 1,982万3,000円につきましては、人件費の引き上げにより施設型給付費負担金 1,799万円を追加、利用児童数の増加により一時預かり事業補助金 183万3,000円を追加するものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 4目環境衛生費、環境衛生一般経費 75万円の減額につきましては、予定されていた事業が未実施となったため、飲料水確保事業補助金を減額するものです。上水道事業 20万6,000円の減額につきましては、水道事業会計予算の補正に伴い、水道事業会計繰出金を減額するものです。

2項清掃費 1目清掃総務費、リサイクル推進事業 303万1,000円の減額につきましては、執行見込みにより遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業 2,833万4,000円の減額につきましては、執行見込みにより遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

3目し尿処理費、し尿処理事業 530万7,000円の減額につきましては、執行見込みにより遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費、農業担い手対策事業 436万5,000円の減額につきましては、予定されていた新規就農がなくなったため、次世代人材投資事業補助金、新規就農者誘致促進奨励金・助成金、農業担い手育成対策事業助成金をそれぞれ減額するものです。

4目畜産業費、畜産担い手育成総合整備事業 1,160万円につきましては、事業費の確定及び国の補正予算による事業費の追加配分により、畜産担い手育成総合整備事業負担

金を追加するものです。畜産関係団体助成事業2億1,243万9,000円につきましては、国の補正予算により、機械リース、施設整備に係る補助金として、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を追加するものです。

5目農地費、畠地帯総合整備事業1,037万円につきましては、事業費の確定及び国の補正予算による事業費の追加配分により、安国地区道営土地改良事業負担金を追加するものです。小規模土地改良事業209万1,000円の減額につきましては、事業費の確定により美山地区農地保全対策工事及び豊原地区農地保全対策工事をそれぞれ減額するものです。用排水路整備事業42万円の減額につきましては、事業費の確定により中央管理所情報収集処理システム作成等業務委託料を減額するものです。

6目農業施設費、公共牧場管理事業1,200万円につきましては、事業費の確定及び国の補正予算による事業費の追加配分により、道営草地整備事業負担金を追加するものです。

2項林業費1目林業振興費、町有林整備事業986万円の減額につきましては、事業費の確定により、森林管理道点検診断事業業務委託料137万4,000円を減額、道の補助金の配当額による事業の縮小により、造林事業請負費848万6,000円を減額するものです。森林・林業活用事業50万円の減額につきましては、事業の見合わせにより、林地台帳作成業務委託料を減額するものです。

2目林業施設費、国産材需要開発センター木楽館管理事業17万9,000円につきましては、燃料価格の高騰により燃料費を追加するものです。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商工業融資利子補給事業84万4,000円につきましては、繰上償還の増加により、町融資利子及び保証料補助金を追加するものです。商店街助成事業108万3,000円につきましては、店舗の新設等に係る新規補助見込みにより、商工業振興補助金を追加するものです。企業振興促進助成事業400万円につきましては、施設の新設等に係る新規補助見込みにより、企業振興促進補助金を追加するものです。

4目観光費、地域イベント事業605万円の減額につきましては、イベントの中止により、太陽の丘コスモスフェスタ委員会補助金及び森林浴・歩くスキーと語るタベ実行委員会補助金をそれぞれ減額するものです。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費31万4,000円につきましては、土地開発基金で保有する日本通運株式会社遠軽支店跡地の貸し付け及び基金利子により、土地開発基金繰出金を追加するものです。

2項道路橋梁費2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持事業1,997万3,000円の減額につきましては、事業費の確定等により、橋梁長寿命化設計業務委託料、橋梁長寿命化単価策定業務委託料、トンネル等点検業務委託料、長寿命化附帯工事、西区26号線排水整備工事をそれぞれ減額するものです。除排雪事業190万7,000円の減額につきましては、小型除雪車の購入に係る事業費の確定等により備品購入費を減額するものです。

3目道路橋梁新設改良費、道路新設改良事業9,707万1,000円の減額につきましては、事業費の確定により、岩見通道路改良舗装工事から44号線踏切拡幅工事負担金までをそれぞれ減額するものです。

4項都市計画費1目都市計画総務費、地籍整備事業832万6,000円につきましては、事業費の確定及び国の補正予算による事業費の追加配分により、地籍調査事業業務委託料929万8,000円を追加、事業費の確定により、地籍調査事業永久杭埋設業務委託料97万2,000円を減額するものです。

5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業751万2,000円の減額につきましては、個別排水処理事業特別会計予算の補正に伴い、個別排水処理事業特別会計繰出金を減額するものです。

6項住宅費1目住宅管理費、建築指導業務一般経費13万3,000円の減額につきましては、事業費の確定により、耐震改修促進計画策定業務委託料を減額するものです。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業3,488万7,000円の減額につきましては、事業費の確定により、水谷団地公営住宅解体工事からあけぼの団地公営住宅解体工事までをそれぞれ減額するものです。

9款消防費1項消防費1目消防費、消防事業2,510万5,000円の減額につきましては、執行見込みにより、遠軽地区広域組合消防負担金を減額するものです。防災対策事業277万7,000円の減額につきましては、事業費の確定により、印刷製本費、防災マップ作成業務委託料、備品購入費をそれぞれ減額するものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費につきましては、財源の振りかえです。

2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費604万1,000円につきましては、燃料価格の高騰及び電気料金の値上がり等により、燃料費及び光熱水費をそれぞれ追加するものです。

2目教育振興費、要保護・準要保護児童援助事業100万円の減額につきましては、執行見込みにより就学援助費を減額するものです。小学校特別支援教育就学奨励事業10万円の減額につきましては、執行見込みにより就学援助費を減額するものです。

3目学校建設費、小学校建設事業623万3,000円の減額につきましては、事業費の確定により、丸瀬布小学校耐震改修工事監理業務委託料及び丸瀬布小学校耐震改修工事をそれぞれ減額するものです。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費469万4,000円につきましては、燃料価格の高騰及び電気料金の値上がり等により、燃料費及び光熱水費をそれぞれ追加するものです。

2目教育振興費、要保護・準要保護生徒援助事業180万円の減額につきましては、執行見込みにより就学援助費を減額するものです。中学校特別支援教育就学奨励事業20万円の減額につきましては、執行見込みにより就学援助費を減額するものです。

5項社会教育費4目社会教育施設費、昆虫の里管理運営事業77万2,000円につき

ましては、燃料価格の高騰により燃料費を追加するものです。

6 項保健体育費 2 目体育施設費、スキー場管理運営事業 4 6 6 万 7, 0 0 0 円につきましては、雪不足等の影響による収支の状況により、えんがるロックバーレースキー場指定管理料を追加するものです。

1 1 款災害復旧費 1 項災害復旧費 1 目災害復旧費につきましては、財源の振りかえです。

1 2 款公債費 1 項公債費 1 目元金、公債費償還元金 2 0 9 万 7, 0 0 0 円につきましては、町債償還元金を追加するものです。

2 目利子、公債費償還利子 4 6 6 万円の減額につきましては、町債償還利子を減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

9 ページをお開き願います。

1 款町税 1 項町民税 2 目法人町民税 1, 5 8 6 万 6, 0 0 0 円の減額につきましては、現年課税分の減額です。

2 項固定資産税 1 目固定資産税 1, 5 6 7 万 8, 0 0 0 円につきましては、現年課税分の追加です。

6 項都市計画税 1 目都市計画税 1 7 0 万 8, 0 0 0 円につきましては、現年課税分の追加です。

7 款自動車取得税交付金 1 項自動車取得税交付金 1 目自動車取得税交付金につきましては、8 0 0 万円の減額です。

9 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金 1 目地方特例交付金につきましては、1 3 0 万 8, 0 0 0 円の減額です。

1 2 款分担金及び負担金 2 項負担金 1 目民生費負担金 2 9 万 1, 0 0 0 円につきましては、地域活動支援センターさわやかの運営に係る湧別町及び佐呂間町の地域活動支援センター 2 町負担金の追加です。

3 目農林水産業費負担金 7 6 0 万円につきましては、国の補正予算による畜産担い手育成総合整備事業負担金の追加です。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 4 3 0 万 8, 0 0 0 円につきましては、人件費の引き上げによる施設型給付費負担金の追加です。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 1 9 4 万 1, 0 0 0 円につきましては、国の補正予算によるプレミアム付商品券事務費補助金の追加です。

2 目民生費国庫補助金 6 1 万円につきましては、利用児童数の増加による一時預かり事業補助金の追加です。

6 目土木費国庫補助金 7, 4 8 2 万 5, 0 0 0 円の減額につきましては、対象事業費の確定による橋梁長寿命化補修事業交付金、除雪機械購入費交付金、道路改良事業交付金、トンネル等補修事業交付金の減額、地域住宅交付金の追加、地域居住機能再生推進事業補助

金の減額、住宅・建築物安全ストック形成事業交付金の追加です。

7目教育費国庫補助金39万6,000円の減額につきましては、要保護児童生徒就学援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金及びべき地児童生徒援助費等補助金の減額です。

8目消防費国庫補助金84万1,000円につきましては、洪水ハザードマップ作成事業交付金の追加です。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金512万2,000円につきましては、人件費の引き上げによる施設型給付費負担金の追加です。

3目土木費道負担金861万9,000円につきましては、国の補正予算による地籍調査事業費負担金の追加です。

2項道補助金2目民生費道補助金61万円につきましては、利用児童数の増加による一時預かり事業補助金の追加です。

4目農林水産業費道補助金2億595万2,000円につきましては、美山地区及び豊原地区農地保全対策工事に係る地域づくり総合交付金の減額、新規就農に係る農業次世代人材投資事業補助金の減額、国の補正予算による地域草地基盤強化支援事業補助金の追加、中央管理所情報収集処理システム作成等業務委託に係る農業水利施設保全合理化事業補助金の減額、国の補正予算による畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金の追加、町有林整備事業に係る森林環境保全整備事業補助金及び森林管理道点検診断事業補助金の減額です。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入59万5,000円につきましては、町有地貸付料及び教職員住宅貸付料の追加です。

2目利子及び配当金21万3,000円につきましては、基金利子の追加です。

2項財産売払収入1目不動産売払収入251万2,000円につきましては、豊里地区の山林約1万1,200平方メートルの売り払いによる町有地売払代金の追加、ごみ収集車両車庫の売り払いによる建物売払代金の追加です。

2目物品売払収入50万円につきましては、旧清掃センター、ショベルローダー1台の売り払いによる物品売払代金の追加です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金170万9,000円につきましては、まちづくり振興資金として6件、167万9,280円、社会福祉振興資金として1件、3万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金1,310万3,000円につきましては、1,095件のふるさと納税寄附金をいただいたものです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、1億7,245万2,000円の減額です。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金1億1,059万4,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

21款町債1項町債1目総務債5,420万円の減額につきましては、道の駅整備事業債及び生活安全灯整備事業債の減額です。

2目衛生債3,460万円の減額につきましては、ごみ処理施設整備事業債の減額です。

3目農林水産業債2,050万円につきましては、草地整備事業債及び畠地帶総合整備事業債の追加です。

5目土木債6,460万円の減額につきましては、道路橋梁事業債の減額、除雪機械整備事業債の追加、道路新設改良事業債及び公営住宅建設事業債の減額です。

6目消防債340万円の減額につきましては、消防車両整備事業債及び防災施設整備事業債の減額です。

7目教育債790万円の減額につきましては、小学校改修事業債の減額です。

10目災害復旧債3,080万円につきましては、一般単独災害復旧事業債の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 続きまして、赤番4、平成30年度一般会計補正予算に関する資料について御説明いたします。

表紙をおめくりください。

生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。

①2017-1は、北海道の追加補正により繰り越しを行う事業の実施区域でございますので、地域名は清里地区であります。

以上、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第10号平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ785万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,508万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、1項後期高齢者医療保険料に785万6,000円を追加し、総額を2億1,535万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計3億1,722万9,000円に785万6,000円を追加し、総額を3億2,508万5,000円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたしますので、次のページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1項後期高齢者医療広域連合納付金に785万6,000円を追加し、総額を3億2,175万7,000円とするもので

す。
これによりまして、歳出合計3億1,722万9,000円に785万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の3億2,508万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金785万6,000円は、後期高齢者医療広域連合保険料負担金として追加をするものです。

次に、歳入について御説明をいたします。

6ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料785万6,000円は、現年度保険料の追加です。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第11号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,594万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億5,859万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に240万2,000円を追加し、総額を4億8,601万2,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、1項支払基金交付金に142万5,000円を追加し、総額を4億7,624万6,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に5,212万1,000円を追加し、総額を7,516万1,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計19億264万5,000円に5,594万8,000円を追加し、総額を19億5,859万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に3,354万6,000円、2項高額介護サービス等費に300万円をそれぞれ追加し、4項特定入所者介護サービス等費は500万円を減額し、総額を17億2,909万2,000円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費に200万円を追加し、総額を1億3,958万6,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1項基金積立金に2,240万2,000円を追加し、総額を2,241万4,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計19億264万5,000円に5,594万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の19億5,859万3,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款保険給付費 1項介護サービス等諸費 1目介護サービス等給付費、介護サービス等給付費 3,354万6,000円につきましては、実績見込み精査に伴う追加でありますと、居宅介護サービス等給付費に5,000万円の追加、地域密着型介護サービス等給付費は2,745万4,000円の減額、施設介護サービス等給付費に800万円、居宅介護等福祉用具購入費に100万円、居宅介護等住宅改修費に100万円、居宅介護サービス等計画給付費に100万円をそれぞれ追加するものです。

次のページをお開き願います。

2項高額介護サービス等費 1目高額介護サービス等費、高額介護サービス等費 300万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

次のページをお開き願います。

4項特定入所者介護サービス等費 1目特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費 500万円の減額につきましては、実績見込み精査に伴う減額であります。

次のページをお開き願います。

3款地域支援事業費 1項介護予防・生活支援サービス事業費 1目サービス事業費、サービス事業費 200万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加でありますと、配食サービス事業委託料に100万円、介護予防サービス等事業費に100万円をそれぞれ追加するものです。

次のページをお開き願います。

4款基金積立金 1項基金積立金 1目基金積立金、基金積立金 2,240万2,000円につきましては、介護給付準備基金積立金の追加であります。

次に、2、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款国庫支出金 2項国庫補助金 4目保険者機能強化推進交付金 240万2,000円に

つきましては、平成30年度保険者機能強化推進交付金の交付に伴う追加であります。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金97万円につきましては、平成29年度介護給付費の実績精査に伴う介護給付費支払基金交付金の過年度分の追加であります。

2目地域支援事業交付金45万5,000円につきましては、平成29年度地域支援事業費の実績精査に伴う地域支援事業交付金の過年度分の追加であります。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金5,212万1,000円につきましては、平成29年度介護サービス等給付費の実績精査による前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第12号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,590万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,752万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、1項分担金を80万円減額し、総額を70万円とするものです。

2款使用料及び手数料につきましては、2項手数料を1万6,000円減額し、総額を175万円とするものです。

3款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を751万2,000円減額し、総額を684万9,000円とするものです。

4款繰越金につきましては、1項繰越金に12万8,000円を追加し、総額を12万9,000円とするものです。

6款町債につきましては、1項町債を4,770万円減額し、総額を3,810万円とするものです。

これによりまして、歳入合計1億342万9,000円から5,590万円を減額し、総額を4,752万9,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1項個別排水処理費を5,590万円減額し、総額を4,463万1,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計1億342万9,000円から5,590万円を減額し、総

額を歳入歳出同額の4,752万9,000円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により、限度額を8,580万円から3,810万円に変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費1目一般管理費は、財源の振りかえです。

2目個別排水処理施設整備費5,590万円の減額は、浄化槽設置工事設計業務委託料480万円、浄化槽設置工事5,110万円について、それぞれ執行精査によるものです。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金1項分担金1目排水処理費分担金80万円の減額は、個別排水受益者分担金について、事業執行精査によるものです。

2款使用料及び手数料2項手数料1目個別排水手数料1万6,000円の減額は、個別排水検査手数料について、事業執行精査によるものです。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金751万2,000円の減額は、一般会計繰入金について、事業執行精査によるものです。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金12万8,000円は、前年度繰越金の追加です。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債4,770万円の減額は、起債について事業執行精査によるものです。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 議案第13号平成30年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第2条は、平成30年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款水道事業収益第2項営業外収益を20万6,000円減額し、総額を5億4,948万2,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書中「1億9,269万5,000円」を「1億8,539万7,000円」に、「1億7,391万3,000円」を「1億6,661万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を5,070万円減額、第5項工

事負担金を555万6,000円追加し、総額を4億6,011万6,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を5,244万2,000円減額し、総額を6億4,551万3,000円とするものです。

第4条は、予算第5条の企業債の表中、上水道整備事業の限度額「4億2,900万円」を「3億7,830万円」に改めるものです。

第5条は、予算第8条中「1,011万4,000円」を「990万8,000円」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に6ページ、補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金20万6,000円の減額は、一般会計繰入金の執行精査によるものです。

7ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債5,070万円の減額は、水道事業債の執行精査によるものです。

5項工事負担金1目工事負担金555万6,000円の増額は、いわね大橋災害関係補償金の追加によるものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目拡張費18節委託料673万6,000円の減額は、安国予備水源開発業務に係る委託料の執行精査によるものです。

24節工事請負費4,515万2,000円の減額は、白滝浄水場建設工事、水穂水道施設ウレタン吹付工事の執行精査によるものです。

2目配水管布設費24節工事請負費55万4,000円の減額は、水道管布設工事及び水道管布設がえ工事の執行精査によるものです。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号平成30年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第2条は、平成30年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款下水道事業収益第2項営業外収益を240万2,000円減額し、総額を10億5,262万8,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用を1,964万4,000円減額し、総額を9億5,133万4,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書中「3億5,085万9,000円」を「3億4,562万9,000円」に、「繰越利益剰余金処分額7,792万6,000円」を「減債積立

金7,191万4,000円」に、「1,672万8,000円」を「1,605万5,000円」に、「1万3,000円」を「146万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を5,400万円減額、第2項国庫補助金を5,716万4,000円減額、第5項工事負担金を1,023万8,000円追加し、総額を4億5,385万円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を1億615万6,000円減額し、総額を7億9,947万9,000円とするものです。

第4条は、予算第5条の企業債の表中、公共下水道整備事業の限度額「2億5,750万円」を「2億350万円」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に6ページ、補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益2目国庫補助金982万2,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の執行精査によるものです。

6目雑収益742万円の追加は、いわね大橋災害関係補償金の追加によるものです。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用2目処理場費1,964万4,000円の減額は、遠軽町公共下水道ストックマネジメント（改築・修繕）計画策定業務等、委託業務の執行精査によるものです。

7ページ、資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債5,400万円の減額は、下水道事業債の執行精査によるものです。

2項国庫補助金1目国庫補助金5,716万4,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の執行精査によるものです。

5項工事負担金1目工事負担金1,023万8,000円の追加は、いわね大橋災害関係補償金の追加によるものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費2目処理場整備費18節委託料900万円の減額は、遠軽下水処理センター受変電設備更新工事委託等の執行精査によるものです。

24節工事請負費9,715万6,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の削減による遠軽下水処理センター長寿命化工事の取りやめによるものです。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 2時15分まで、暫時休憩します。

午後 2時01分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程しました議案6件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第9号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、15ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2款総務費、17ページから18ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、3款民生費、19ページから22ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、4款衛生費、23ページから26ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、6款農林水産業費、27ページから30ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、7款商工費、31ページから32ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、8款土木費、33ページから42ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、9款消防費、43ページから44ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、10款教育費、45ページから54ページ。

山本議員。

○12番（山本 悟君） 10款の2目、54ページ、スキーチ場管理運営事業、ロックバーレースキーチ場の指定管理料について、先ほどの説明では雪不足により収支の減だというお話をされたのですけれども、もう少し細かく教えていただけませんでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺社会教育課長。

○社会教育課長（小野寺正彦君） 今回の収支の減の原因でございますけれども、オープンがおくれたことによります収入減ということで、約350万円ほど減額になっております。また、早期にオープンさせるために降雪等を行っておりましたが、なかなかそれがうまくいかなかつたのですが、その経費として100万円ほど支出がふえております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 実は、去年も雪不足による収入減というお話を聞いていますけれども、ここ数年、雪不足が続いているけれども、来年以降もこういうことがないのかどうか、確認をお願いします。

○議長（前田篤秀君） 小野寺社会教育課長。

○社会教育課長（小野寺正彦君） 早期にオープンできるようにスキー場のほうとしても努力をしておりますが、天候次第ということもありますので御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、11款災害復旧費、55ページから56ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、12款公債費、57ページから58ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
1款町税、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、7款自動車取得税交付金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、9款地方特例交付金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、12款分担金及び負担金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、14款国庫支出金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、15款道支出金、9ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、16款財産収入、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、17款寄附金、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、18款繰入金、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、19款繰越金、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、21款町債、11ページから14ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、継続費補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第3表、繰越明許費補正、4ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第4表、地方債補正、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1款後期高齢者医療保険料、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款地域支援事業費、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款基金積立金、16ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 5款支払基金交付金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 9款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款個別排水処理費、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1款分担金及び負担金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、2款使用料及び手数料、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、3款繰入金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、4款繰越金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、6款町債、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正是3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） これをもって議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号平成30年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、資本的収入及び支出、7ページ。

渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 7ページの支出の1款1項1目18節の安国予備水源開発業務委託ほかとなっておりまして、安国の予備水源開発業務、水についていろいろ地域住民も気にしているところだと思うのですけれども、実際、結果はどうだったのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 今の質問に答えます。

恐れ入ります。最後のちょっと言葉が聞き取れなくて、申しわけございません。

○7番（渡部正騎君） 大変申しわけありません。聞き取りづらい声で大変失礼いたしました。

この安国の予備水源の工事の結果、教えていただきたいと思います。済みません。聞き取りづらい声で。

○議長（前田篤秀君） 落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 今回の予備水源、既存の地下水源から約100メーター離れたところで実際ボーリングを行いました。その結果、予定水量を下がる、毎分100リッターのところ30リッターの少ない量の結果となりまして、予備水源としてはちょっと使えない状況を確認させていただいたところでございます。

○議長（前田篤秀君） 渡部議員。

○7番（渡部正騎君） わかりました。もしよろしければ、今後の予定もあわせてお聞かせいただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） ただいまの質問にお答えします。

新年度におきまして、予算、説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号平成30年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、資本的収入及び支出、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって議案第14号の質疑を終わります。

以上で、議案6件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案6件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第9号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成30年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成30年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号から日程第26 議案第21号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第15号平成31年度遠軽町一般会計予算、日程第21 議案第16号平成31年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第22 議案第17号平成31年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23 議案第18号平成31年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第24 議案第19号平成31年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第25 議案第20号平成31年度遠軽町下水道事業会計予算、日程第26 議案第21号平成31年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、

議案 7 件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聰君） 議案第 15 号平成 31 年度遠軽町一般会計予算について説明いたします。

平成 31 年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167 億 7,300 万円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」により説明いたします。

継続費は、「第 2 表継続費」により説明いたします。

地方債は、「第 3 表地方債」により説明いたします。

一時借入金は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による借り入れの最高額を 25 億円とするものです。

次のページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算の歳入から説明いたします。

1 款町税につきましては、1 項町民税 10 億 2,827 万 2,000 円、2 項固定資産税 8 億 762 万 3,000 円、3 項軽自動車税 4,918 万円、4 項たばこ税 1 億 5,560 万円、5 項入湯税 300 万円、6 項都市計画税 9,624 万円を合わせ、総額を 21 億 3,991 万 5,000 円とするものです。

2 款地方譲与税につきましては、1 項地方揮発油譲与税 5,000 万円、2 項自動車重量譲与税 1 億 2,000 万円を合わせ、総額を 1 億 7,000 万円とするものです。

3 款利子割交付金につきましては、200 万円とするものです。1 項同額です。

4 款配当割交付金につきましては、400 万円とするものです。1 項同額です。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、250 万円とするものです。1 項同額です。

6 款地方消費税交付金につきましては、4 億 3,000 万円とするものです。1 項同額です。

7 款自動車取得税交付金につきましては、1,500 万円とするものです。1 項同額です。

8 款環境性能割交付金につきましては、1,200 万円とするものです。1 項同額です。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、400 万円とするものです。1 項同額です。

10 款地方特例交付金につきましては、700 万円とするものです。1 項同額です。

11 款地方交付税につきましては、66 億 5,700 万円とするものです。1 項同額です。

12款交通安全対策特別交付金につきましては、240万円とするものです。1項同額です。

13款分担金及び負担金につきましては、1項分担金24万円、2項負担金9,070万2,000円を合わせ、総額を9,094万2,000円とするものです。

14款使用料及び手数料につきましては、1項使用料3億3,466万2,000円、2項手数料5,288万7,000円を合わせ、総額を3億8,754万9,000円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金5億3,039万7,000円、2項国庫補助金6億1,695万1,000円、3項委託金1,920万円を合わせ、総額を1億6,654万8,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、1項道負担金4億2,475万1,000円、2項道補助金1億3,699万7,000円、3項委託金4,722万5,000円を合わせ、総額を6億897万3,000円とするものです。

17款財産収入につきましては、1項財産運用収入6,816万7,000円、2項財産売払収入2,161万8,000円を合わせ、総額を8,978万5,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、3,000円とするものです。1項同額です。

19款繰入金につきましては、8億7,324万3,000円とするものです。1項同額です。

20款繰越金につきましては、2億円とするものです。1項同額です。

21款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子14万7,000円、3項貸付金元利収入2,072万4,000円、4項受託事業収入155万7,000円、5項雑入1億8,701万2,000円を合わせ、総額を2億1,004万2,000円とするものです。

22款町債につきましては、37億10万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳入合計を167億7,300万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

1款議会費につきましては、8,444万3,000円とするものです。1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費33億6,977万7,000円、2項徴税費2,345万7,000円、3項戸籍住民基本台帳費1,463万7,000円、4項選舉費2,636万5,000円、5項統計調査費350万4,000円、6項監査委員費198万7,000円を合わせ、総額を34億3,972万7,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費20億8,845万4,000円、2項児童福祉費6億7,798万5,000円を合わせ、総額を27億6,643万9,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費5億4,985万2,000円、2項清掃費

8億6,379万1,000円を合わせ、総額を14億1,364万3,000円とするものです。

5款労働費につきましては、2,269万1,000円とするものです。1項同額です。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費2億6,991万5,000円、2項林業費1億3,753万円を合わせ、総額を4億744万5,000円とするものです。

7款商工費につきましては、19億5,913万円とするものです。1項同額です。

8款土木費につきましては、1項土木管理費661万7,000円、2項道路橋梁費10億4,734万2,000円、3項河川費1,262万2,000円、4項都市計画費9,772万4,000円、5項下水道費5億1,980万円、6項住宅費6億3,876万2,000円を合わせ、総額を23億2,286万7,000円とするものです。

9款消防費につきましては、9億128万1,000円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、1項教育総務費1億6,769万8,000円、2項小学校費2億275万円、3項中学校費1億5,437万2,000円、4項学校給食費2億3,200万4,000円、5項社会教育費1億9,095万7,000円、6項保健体育費2億2,720万3,000円を合わせ、総額を11億7,498万4,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1,600万円とするものです。1項同額です。

12款公債費につきましては、22億5,435万円とするものです。1項同額です。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を167億7,300万円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、第2表、継続費について説明いたします。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費、町民センター整備事業、総額を49億859万4,000円、年割額を平成31年度8億3,939万7,000円、平成32年度40億6,919万7,000円。

9款消防費1項消防費、防災行政無線移動系設備デジタル化整備事業、総額を4億5,672万円、年割額を平成31年度2億196万円、平成32年度2億5,476万円とするものです。

次に、第3表、地方債について説明いたします。

地方債につきましては、総合庁舎自家発電設備整備事業から臨時財政対策債まで、限度額の総額を37億10万円、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ記載のとおりとするものです。

主要な工事の概要につきましては、赤番8、工事関係説明資料により担当から説明いたします。その他の事業につきましては、赤番7、予算概要説明書を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 続きまして、お手元にお配りしております、平成31年度遠軽町予算に関する資料、赤番8の工事関係説明資料に基づきまして御説明いたします。

1ページをお開きください。

総合庁舎自家発電設備設置工事の位置図であります。

2ページをごらんください。

設置予定場所は、総合庁舎出納室北側に設置し、現在は軽自動車の駐車場となっております。45キロボルトアンペアの自家発電設備1台を設置いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 今井地域拠点施設準備室参事。

○地域拠点施設準備室参事（今井昌幸君） 地域拠点施設整備事業について御説明いたします。

3ページをごらんください。

地域拠点施設整備事業の位置図でありますと、①の（仮称）えんがる町民センター建設工事につきましては、建物の構造は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造となります。地下1階、地上4階で、延床面積が7,372平方メートルであります。JR遠軽駅にアクセスする公共歩廊もあわせて整備するものであります。

②の（仮称）えんがる町民センター外構等整備工事につきましては、（仮称）えんがる町民センターの駐車場などの外構工事、公共歩廊に係る外構工事、町道岩見通の南1丁目部分に係る改築工事を行うものであります。

③のまちなかイルミネーション整備工事につきましては、ゆうあい通りのアーケードの撤去及びサイン灯の設置工事と、ふれあいパーク内のイルミネーションを行うものであります。

4ページをごらんください。

（仮称）えんがる町民センター建設工事に係る配置図でありますと、太枠内が工事範囲でございます。平成31年度につきましては、建物本体の基礎工事、鉄骨工事などを行うものであります。

次に、5ページをごらんください。

（仮称）えんがる町民センター外構等整備工事に係る配置図でありますと、②（1）から（3）まで、それぞれの工事範囲を示しております。

②（1）は、（仮称）えんがる町民センターの南側及び北側に配置した駐車場や照明の設備、鉄道軌道側の通路部分の整備を行うものでありますと、平成31年度は駐車場の路盤工や通路部分の擁壁工などを行うものであります。

②（2）は、公共歩廊の整備に伴う外構工事でありますと、平成31年度はJR敷地内の路盤工を行うものであります。

②（3）は、町道岩見通250メートル区間の対面通行化と歩道のバリアフリー化、交

差点の改良を行うものでありますと、平成31年度は、主に国道側の歩道などの路盤や舗装工事などを行うものであります。

次に、6ページをごらんください。

まちなかイルミネーション整備工事の工事箇所であります。

ゆうあい通りのアーケードにつきましては、黒丸の位置に4基設置されておりますが、老朽化などの原因から全て撤去し、新たにLEDのサイン灯を網掛けの①に設置するものでございます。

図面の左手の福祉センター前のサイン灯につきましては、福祉センターの解体に支障となるおそれがありますので、福祉センター解体後に設置することいたしまして、平成31年度は3基分を設置する予算を計上しております。

また、図面中央下のふれあいパークにつきましては、モニュメントや藤棚、噴水などへのライトアップによるイルミネーションを行うものであります。

7ページから9ページにつきましては、(仮称)えんがる町民センターの各階平面図、10ページは、各方位からの立面図となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）　高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君）　11ページをお開き願います。

生活安全施設管理事業について御説明いたします。

生活安全灯の改修につきましては、水銀灯からLED灯に改修することにより、省エネルギーの推進や維持費の削減に加え、交通安全の推進及びマイマイガ等の害虫等が寄りつきづらくなることから、平成25年度より整備を進めているところであります。

平成31年度につきましては、11ページの遠軽地域生活安全灯改修工事といたしまして、大通北9丁目、旧カーランドリー前から、大通北11丁目、ドライブインどか弁前までに設置の2灯型水銀灯7基をLED灯に、また、そのうち3基は、ポールの損傷があるためにポール本体の取りかえを含めて改修をするものです。

12ページは、生田原地域生活安全灯改修工事の位置図でありますと、安国駅前広場から国道333号線ほか設置の1灯型水銀灯15基について、LED灯に改修するものであります。

以上で、生活安全灯改修工事の説明を終わります。

続きまして、13ページをお開きください。

火葬場管理事業について御説明いたします。

13ページは、六郷聖苑自家発電設備設置工事、六郷聖苑の位置図であります。

14ページは、六郷聖苑の平面図でありますと、設備の設置箇所は、正面入り口の裏手を予定しております。

六郷聖苑自家発電設備設置工事につきましては、平成30年9月に起きました大規模停電当日に葬儀がありまして、火葬業務に対応するため緊急対応で執行した教訓をもとに、

施設に発電機を設置し、あわせて手動により即座に切りかえ可能な電気配線設備を新設し、火葬業務に備えるための工事を行うものであります。

この自家発電設備の設置により、停電の際、現在使用している火葬炉2基、冷暖房、電灯、排水再利用設備、水道ポンプ等を稼働することができ、滞りなく火葬業務が行えることになります。

以上で説明を終わります。

続きまして、15ページをお開きください。

墓地管理事業につきまして御説明をいたします。

15ページは、合葬墓設備工事の位置図であります。

合葬墓につきましては、高齢化や核家族化が進み、個人で墓地を建立することは難しい、また、墓じまいをして、お寺や墓園に改葬する使用者が増加していること等を考慮し、平成31年度に建立をするものです。

建立場所につきましては、①の六郷聖苑の下にあります水穂墓地内を予定しております。

16ページをお開き願います。

こちらは、合葬墓の正面図と工事予定場所の位置関係について記載をしたものであります、国道側に面した部分をお墓正面とし、献花台を設置、墓誌を表示できるような銘板をお墓の左右に配置するものであります。

予定といたしましては、年間100体、10年間で1,000体を想定しており、平成31年度に工事を完了し、平成32年度に供用開始の予定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 続きまして、商工観光課所管の7款商工費に係る工事について御説明申し上げます。

17ページをお開き願います。

虹のひろば管理運営事業の工事位置図となります。住所は、①②とも遠軽町丸大であります。①が虹のひろば管理棟の受水槽ポンプ更新工事についてであります。②がコスモス園圃場の改良工事であります。

18ページをごらんください。

虹のひろば管理棟受水槽ポンプ更新工事の平面図です。工事内容は、管理棟内地下の受水槽ポンプが故障しているため更新を行うものです。

続きまして、19ページをお開き願います。

虹のひろばコスモス園圃場改良工事の平面図です。工事内容は、コスモス園圃場の第6圃場と第7圃場が特に水はけが悪いことから、延長400メートルの暗渠排水工事を行うものです。

続きまして、20ページをお開きください。

源泉施設管理事業に係る丸瀬布源泉揚湯水中ポンプ更新工事の位置図であります。下段の凡例をごらん願います。

①は、民間温泉ホテルへお湯を供給している丸瀬布第1号源泉施設であります、揚湯水中ポンプ1基を交換するほか、鋼管の一部、60メートルを交換するものです。

②は、町営やまびこ温泉へお湯を供給している丸瀬布第2号源泉施設であります、揚湯水中ポンプ1基を交換するほか、水位ケーブルを交換するものであります。

次に、21ページをお開き願います。

同じく源泉施設管理事業に係る丸瀬布第2号源泉送湯管布設舗装工事の位置図であります。下段の凡例をごらん願います。

①の工事箇所は、丸瀬布第2号源泉施設から民間事業者が計画しております日帰り温泉入湯施設建設予定地までの区間450メートルであります、本年度に施工いたしました送湯管布設工事に伴い、町道等舗装開削部に対し舗装工事を実施するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 斎藤地域拠点施設準備室長。

○地域拠点施設準備室長（斎藤隆雄君） それでは、22ページをお開きください。

道の駅遠軽森のオホーツク整備事業の位置図でございます。

次に、23ページ、24ページは、道の駅遠軽森のオホーツク整備事業の工事箇所図でございまして、図面番号①は遠軽道の駅建設工事の平成30年、31年度の継続工事の2年目で、鉄筋コンクリート造2階建てで、面積は1,620平方メートルの建設工事と、番号②は外構整備工事で、外構の切り盛り土や排水工、駐車場の一部路盤工及び舗装工事の外構整備一式でございます。

また、番号③は道の駅遠軽森のオホーツク足湯施設整備工事で、木造1階建て、31平方メートルの建設工事でございます。

また、番号④は道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備工事で、ツリートレッキングやジップラインなどのアクティビティ施設の工事でございます。

戻りまして、22ページの番号⑤は、生田原水穂にあります看板の更新工事でございます。

また、23、24ページにお戻りいただきまして、番号⑥はロックバーレースキー場レストハウス解体工事でございます。ロックバーレースキー場ゲレンデの関連工事で、番号⑦はロックバーレースキー場ナイター設備整備工事で、LED灯28基の整備工事、番号⑧はロックバーレースキー場人工降雪機設備等整備工事で、タワー型が3基と移動式が2基、送水管が延長1,340メートルの工事でございます。また、番号⑨のロックバーレースキー場ゲレンデ拡幅整備工事で、旧リフト撤去後の周辺立木の伐採や造成、7,600平方メートルの造成工事でございます。

関連図面といたしまして、25ページに遠軽道の駅の1階平面図、26ページに遠軽道の駅の2階平面図、27ページに遠軽道の駅の立面図でございます。また、28ページに

は、外構整備工事の造成計画断面図を載せております。29ページに足湯の概略平面図、最後に、30ページに観光案内看板の網掛け部分の変更工事で、それぞれ添付しておりますので御参照いただければと思います。

以上で、道の駅遠軽森のオホーツク整備事業の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 続きまして、建設課所管に係る工事概要について御説明いたします。

31ページをごらん願います。

遠軽地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①の西町会館通第1号橋長寿命化工事は、清川普通河川にかかる橋梁であり、橋台及び床版のひび割れ、主桁及び支承部の腐食が著しいことから、かけかえを実施するものです。

32ページは、白滝地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①の西区26号線排水整備工事は、排水設備の老朽化から排水効率及び通行に支障を来しているため、排水設備の整備を実施するものです。

33ページは、遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の岩見通道路改良舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しいことから、改良・舗装を実施するものです。

図面番号②の南町4丁目通道路改良舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しいことから、改良・舗装を実施するものです。

図面番号③の南1丁目中通道路改良舗装工事は、路面や排水設備の老朽化から通行に支障を来しているため、改良・舗装を実施するものです。

34ページは、遠軽・生田原地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の東2線道路防雪工事（防雪柵）は、道道遠軽安国線と国道242号を結ぶ幹線道路ですが、路肩が狭いため交通安全上危険であることや、冬期間の地吹雪による視界不良の解消を図るため実施しているもので、この工事で44号線踏切前後の実施となり、完了となります。

35ページは、白滝地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の北支湧別川沿線整備工事は、平成28年度の大雪災害に伴い、国有地に整備した仮設道路を町道として整備するため実施するものです。

36ページは、遠軽地域の河川管理事業の位置図でございます。

図面番号①のトーウンナイ川河川維持工事は、平成24年度からの維持事業であり、上流から土砂が本河川に流入し、河川断面を埋塞していることから、大雨時の周辺への冠水を防止するため、伐木・土砂除去を実施するものです。

37ページは、生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。

地籍の明確化を図り、土地の実態把握のため、国土調査法及び国土調査促進特別措置法

に基づき実施するものです。

平成31年度事業内容は、右下凡例のとおり、①は生田原八重、②は生田原清里でございます。

なお、番号①につきましては、永久杭埋設も実施いたします。

38ページは、遠軽地域の街路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の3・4・3役場通交通バリアフリー歩道整備工事は、バリアフリー新法に基づき、国から遠軽町が指定を受けた特定経路において、歩行者が安全に通行できる歩道を確保するため、1条中通から国道242号までの旧図書館側について実施するもので、点字ブロックの設置、既設街路灯2基のLED化を行うものです。

39ページは、遠軽地域の町営住宅管理事業の位置図でございます。

図面番号①の豊里団地公営住宅浄化槽撤去工事は、公共下水道接続に伴い、不要となる合併処理浄化槽の撤去を実施するものです。

図面番号②のふくろ団地公営住宅昇降機改修工事は、昇降機の安全性に係る技術基準の見直しによる改正に伴い、安全性の確保を目的に、平成25年度建設の昇降機1基の改修を実施するものです。

図面番号③の北2丁目団地公営住宅昇降機改修工事は、昇降機の安全性に係る技術基準の見直しによる改正に伴い、安全性の確保を目的に、平成20年度及び平成23年度建設の昇降機2基の改修を実施するものです。

40ページは、遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の山の手団地公営住宅長寿命化改修工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、昭和61年度建設、鉄筋コンクリート造4階建て、1棟24戸の改修工事を実施するものです。

41ページが平面図、42ページが立面図でございます。

次に、43ページは、生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の日進団地公営住宅建設工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、今後建てかえ計画を進める北区団地の受け皿として、木造平屋建て、2棟4戸の建設を実施するものです。

44ページが配置図、45ページが平面図、46ページが立面図でございます。

47ページは、丸瀬布地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の水谷団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建て、1棟4戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

48ページは、白滝地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①のあけぼの団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建て、2棟8戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） 防災対策事業、防災行政無線移動系設備デジタル化整備工事について説明をします。

平成31年度、32年度の2カ年で整備をするものであります。

31年度につきましては、遠軽地区、生田原地区の整備を計画しております。整備内容としましては、260メガヘルツ基地局無線装置を、それぞれ遠軽町役場総合庁舎及び遠軽町生田原総合支所のほうに整備を計画しております。

また、見晴牧場看視舎付近におきまして、山上中継局を整備する予定であります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第16号平成31年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

平成31年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億7,168万4,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、3億4,891万3,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、18万円とするものです。1項同額です。

3款前期高齢者交付金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

4款道支出金につきましては、16億6,787万8,000円とするものです。1項同額です。

5款財産収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款繰入金につきましては、2億5,439万9,000円とするものです。1項同額です。

7款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

8款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料30万4,000円、2項受託事業収入1,000円、3項雑入6,000円、総額を31万1,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を22億7,168万4,000円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたしますので、2ページをお開きください。

1款総務費につきましては、1項総務管理費2,834万7,000円、2項徴税費152万6,000円、3項運営協議会費17万3,000円、4項特別対策事業費1,243

万5,000円、総額を4,248万1,000円とするものです。

2款保険給付費、16億2,995万8,000円とするものです。1項同額です。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、1項医療給付費分4億1,171万1,000円、2項後期高齢者支援金等分で1億1,966万2,000円、3項介護納付金等分3,789万円、総額を5億6,926万3,000円とするものです。

4款財政安定化基金拠出金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款保健事業費につきましては、1項保健事業費693万6,000円、2項特定健康診査等事業費2,082万4,000円、総額を2,776万円とするものです。

6款公債費につきましては、2万5,000円とするものです。1項同額です。

7款諸支出金につきましては、209万6,000円とするものです。1項同額です。

8款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を22億7,168万4,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番7、平成31年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書323ページから325ページまで資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第17号平成31年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

平成31年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億3,077万3,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、2億2,461万1,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、2万円とするものです。1項同額です。

3款広域連合交付金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

4款繰入金につきましては、1億612万2,000円とするものです。1項同額です。

5款繰越金につきましては、1万3,000円とするものです。1項同額です。

6款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円、3項雑入2,000円、総額を6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を3億3,077万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたしますので、2ページをお開きください。

1款総務費につきましては、1項総務管理費175万7,000円、2項徴収費20万6,000円、総額を196万3,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3億2,817万2,000円とするものです。1項同額です。

3款諸支出金につきましては、53万8,000円とするものです。1項同額です。

4款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を3億3,077万3,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第18号平成31年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

平成31年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,477万1,000円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用とするものです。

次のページをお開き願います。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、3億5,141万6,000円とするものです。1項同額です。

2款分担金及び負担金につきましては、872万3,000円とするものです。1項同額です。

3款使用料及び手数料につきましては、483万8,000円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金3億2,748万1,000円、2項国庫補助金1億8,815万1,000円を合わせ、総額を5億1,563万2,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、5億837万4,000円とするものです。1項同額です。

6 款道支出金につきましては、1項道負担金2億6,324万9,000円、2項道補助金1,855万2,000円を合わせ、総額を2億8,180万1,000円とするものであります。

7 款財産収入につきましては、1万2,000円とするものです。1項同額です。

8 款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金3億380万円、2項基金繰入金2,017万円を合わせ、総額を3億2,397万円とするものです。

9 款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10 款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円を合わせ、総額を4,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を19億9,477万1,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1項総務管理費1,464万1,000円、2項徴収費61万1,000円、3項介護認定諸費2,641万9,000円を合わせ、総額を4,167万1,000円とするものです。

2 款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費16億7,236万2,000円、2項高額介護サービス等費3,926万3,000円、3項高額医療合算介護サービス等費726万3,000円、4項特定入所者介護サービス等費9,674万3,000円、5項その他諸費201万3,000円を合わせ、総額を18億1,764万4,000円とするものです。

3 款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費6,32万8,000円、2項一般介護予防事業費887万1,000円、3項包括的支援・任意事業費6,282万2,000円、4項その他諸費20万円を合わせ、総額を1億3,512万1,000円とするものです。

4 款基金積立金につきましては、1万2,000円とするものです。1項同額です。

5 款公債費につきましては、1万3,000円とするものです。1項同額です。

6 款諸支出金につきましては、21万円とするものです。1項同額です。

7 款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を19億9,477万1,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、事業の内容につきましては、赤番7、平成31年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書327ページを御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第19号平成31年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算について御説明いたします。

平成31年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,623万3,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第2表地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、100万円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料292万3,000円、2項手数料2万円、総額を294万3,000円とするものです。

3款繰入金につきましては、1,828万8,000円とするものです。1項同額です。

4款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款諸収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款町債につきましては、5,400万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を7,623万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたしますので、2ページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、7,406万7,000円とするものです。1項同額です。

2款公債費につきましては、211万6,000円とするものです。1項同額です。

3款予備費につきましては、5万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を7,623万3,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、3ページの第2表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を5,400万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 議案第20号平成31年度遠軽町水道事業会計予算について説明いたします。

赤番6、遠軽町企業会計予算書の1ページをお開き願います。

平成31年度遠軽町水道事業会計予算。

第3条は、収益的収入及び支出の収入を5億6,594万9,000円とし、支出を4億9,947万円とするものです。

第4条は、資本的収入及び支出の収入を7億9,491万6,000円とし、支出を10

億2,740万2,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

第5条は企業債で、上水道整備事業の限度額を6億8,350万円とするものです。

第6条、一時借入金につきましては、5億円を限度額としております。

第7条から第9条までの説明は省略させていただきます。

次に、主な事業について説明いたします。

赤番8、平成31年度遠軽町予算に関する資料の51ページをお開き願います。

水道事業の工事位置図であります。

①の豊里六郷通水管布設工事は、道の駅「遠軽森のオホーツク」への配水管306メートルを布設するものです。

②の豊里六郷通水管増圧ポンプ設置工事は、道の駅「遠軽森のオホーツク」への配水に必要な増圧ポンプを設置する工事で、機械設備、電気設備一式を施工するものです。

③の末広団地1号通水管布設工事は、下水道工事にあわせ、配水管100メートルを布設するものです。

④の川岸団地1号通水管布設工事は、下水道工事にあわせ、配水管80メートルを布設するものです。

⑤の私道（瀧谷地先）水管布設工事は、昨年に続き、私有道路での下水道工事にあわせ、配水管75メートルを布設するものです。

⑥の南町4丁目通水管布設替工事は、道路改良工事による3カ所の雨水ますを迂回させるため、配水管を布設がえするものです。

⑦の岩見通（岩見通南1丁目）水管布設替工事は、（仮称）えんがる町民センター外構等整備工事による岩見通の対面通行化にあわせ、岩見通両側の配水管420メートルを布設がえするものです。

⑧の私道（渡邊地先）水管布設工事は、私有道路での下水道工事にあわせ、配水管60メートルを布設するものです。

⑨の南1丁目6号通水管布設工事は、道路改良工事にあわせ、交差点横断箇所15メートルの配水管布設がえと仕切弁箇4カ所を交換するものです。

⑩の道道遠軽芭露線上下水道災害復旧工事は、北海道が施工するいわね大橋復旧工事にあわせ、水道添架管70メートルを復旧させるものです。

⑪の営林署通水管布設替工事は、漏水事故が続いた配水管205メートルを布設がえするものです。

⑫の岩見通（岩見通北7丁目）水管布設替工事は、下水道工事にあわせ、既設石綿管130メートルを更新するものです。

52ページをごらん願います。

白滝地域の工事位置図です。

⑬、⑭、⑮は、白滝浄水場建設工事を機械、電気、場内整備に分けて事業を進めるもの

で、白滝浄水場建設工事（機械）は、取水ポンプ、ろ過機、滅菌設備一式を施工するものです。白滝浄水場建設工事（電気）は、受変電、動力、計装及び自家発電機一式を施工するものです。白滝浄水場内整備工事は、場内道路、門扉、柵の設置など施工するものです。

⑯の道道白滝原野停車場線水管布設工事は、新白滝浄水場と既設配水管を結ぶ配水管310メートルの布設と減圧施設を設けるものです。

なお、白滝浄水場建設工事及び新浄水場と既設配水管を結ぶ水管布設工事は、平成31年度で完成させる予定であります。

53ページをお開き願います。

丸瀬布地域の水道工事位置図です。

⑰の道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事は、道道丸瀬布上渚滑線に係る岩見橋のかけかえ工事に伴い、支障となる導水管160メートルを布設がえするものです。北海道の補償により事業を進めるものでございます。

54ページは、生田原地域の水道工事位置図です。

⑱は水穂東4線水管布設工事で、水穂の未普及地区に水管20メートルを布設するものです。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第21号平成31年度遠軽町下水道事業会計予算について説明いたします。

25ページをお開き願います。

平成31年度遠軽町下水道事業会計予算。

第3条は、収益的収入及び支出の収入を10億3,489万2,000円とし、支出を9億4,904万円とするものです。

第4条は、資本的収入及び支出の収入を4億1,111万2,000円とするものです。

26ページをお開き願います。

支出につきましては、7億6,273万2,000円とするものです。

第5条は債務負担行為で、水洗化等工事資金利子補給の平成31年度融資分について、期間を平成31年度から平成36年度までとし、限度額を借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするものです。

第6条は企業債で、公共下水道整備事業の限度額を1億8,490万円に、下水道事業債の限度額を2,150万円とするものです。

第7条、一時借入金につきましては、5億円を限度額としております。

第8条から第9条までの説明は省略させていただきます。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番8、平成31年度遠軽町予算に関する資料の55ページをお開き願います。

下水道事業の工事位置図であります。

①の豊里団地通路公共下水道工事は、豊里団地通路に汚水管80メートルを布設するものです。

②の末広団地1号通公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、汚水管及び雨水管80メートルを布設するものです。

③の川岸団地1号通公共下水道工事につきましても、未普及解消を進める管渠整備で、汚水管86メートル、雨水管85メートルを布設するものです。

④の私道（澁谷地先）公共下水道工事は、昨年に続き、私有道路での管渠整備を進めるもので、汚水管及び雨水管75メートルを布設するものです。

⑤の南町4丁目通公共下水道工事は、道路改良工事に伴う管渠整備で、汚水管及び雨水管90メートルを布設するものです。

⑥の私道（渡邊地先）公共下水道工事は、渡邊氏を代表とする私有道路での管渠整備で、汚水管78メートルを布設するものです。

⑦の道道遠軽芭露線上下水道災害復旧工事は、北海道が施工するいわね大橋の復旧工事にあわせ、污水圧送添架管70メートルを復旧させるものです。

なお、この事業費については、北海道の全額補償となっております。

⑧の国道242号（大通北8丁目）公共下水道工事は、大通北8丁目の管渠整備で、国道242号沿いに汚水管70メートルを布設するものです。

⑨の市街地34号線通公共下水道工事は、国道242号沿いから市街地34号線沿いに雨水管120メートルを布設するものです。

⑩の遠軽下水処理センター最初沈殿池設備更新工事は、最初沈殿池の機械設備のほか、水量計、水質計を更新するものです。

56ページをごらん願います。

⑪の遠軽下水処理センター最初沈殿池設備更新工事の水処理施設平面図で、黒枠斜線部分が最初沈殿池機械設備更新箇所、丸で囲んだ箇所は水量計、水質計の計装設備更新箇所図であります。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

平成31年度各会計予算7件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託

し、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 3時29分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に竹中議員、副委員長に阿部議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

午後 4時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 久田篤秀

署名議員 犬元直樹

署名議員 岩澤武征